

農林水產省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置
農水02	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
農水03	中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）
農水04	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）
農水05	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）
農水06	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）
農水07	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
農水08	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）
農水09	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）
農水10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除
農水12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
農水13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃
農水14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
農水16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
農水17	研究開発法人への寄附に係る税制措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税、事業所税		
区分	□新設	□拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり		□説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり		□説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高又は経常利益）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。）の実現状況について、「平成19～21年度に融資を受けて3年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来的見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。）の実現状況の将来予測について、「特定農産加工業者が経営改善計画に取り組むことで、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資に取り組むことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる。」と説明しているが（<点検結果表の別紙>⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて特定農産加工業者が経営改善計画に今後取り組むことに対する予測としては、これまでの実績等の傾向を勘案して平成26年及び27年で各年30件程度を見込んでいるところである。また、これに対応する国税の特別償却制度についての適用見込み件数は平成26年及び27年で各年14件、地方税の適用見込み件数は各年24件と見込んでいるところである。

特定農産加工業者が経営改善計画に取り組むことで、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資に取り組むことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる。

⑪ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特定農産加工業者が安価な輸入競合品と対抗していくためには、差別化を図り付加価値を高めていく方法や、製造コストを低減するなど競争力を高めていくことが必要であり、設備投資の原資調達手段として、日本政策金融公庫による低利融資措置や特別償却制度により設備導入後の立ち上がり時のキャッシュフロー改善により経営面に対する負担軽減を図る措置を講じているところである。また、設備導入時の減価償却費の増大に対して、事業所税の軽減により経営面に対する負担軽減を図っている。

こうした特定農産加工業への影響を緩和する方策としては、予算等の補助金による政策手段もあるところであるが、まずは特定農産加工業者自らの経営改善の方策によって行うことが望ましいところであり、特別償却制度等の政策支援措置については自助努力を促すものであり、手段として相当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書				
1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<ul style="list-style-type: none"> 特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（国税2）（法人税：義、所得税：外） 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置（地方税5）（事業所税：外） 			平成11年 延長 平成13年 延長 平成15年 延長 平成16年 延長 控除割合を1/2から1/3に縮減 平成18年 延長 控除割合を1/3から1/4に縮減 平成20年 延長 （法延長に伴う適用期限の1年延長） 平成21年 延長 従業者割の廃止 平成23年 延長 平成25年 延長 （法延長に伴う適用期限の1年3月延長）
2 要望の内容	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善計画に従い取得価額が340万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却を認める措置についての2年延長並びに特定農産加工業者等が経営改善計画に従って実施する経営改善措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、1/4に相当する面積を控除する特例措置についての1年9月延長。	6 適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日（2年間）	
3 担当部局	食料産業局食品製造卸売課	7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいた支援を行うことで、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。 《政策目的の根拠》 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年7月1日法律第65号） 農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して、特定農産加工業者の経営改善を促進するための金融・税制上の支援措置を講ずることで、農産加工業の健全な発展を図る。
4 評価実施時期	平成25年4月～8月	5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野] 食品産業の持続的な発展
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	国税 平成元年 創設 平成3年 延長 平成5年 延長 平成6年 延長（法延長に伴う適用期限の9月延長） 平成7年 延長 平成9年 延長 機械・装置の取得価格基準の見直し（240→280万） 平成11年 延長 機械・装置のリース総額基準の見直し（320→370万） 平成13年 延長 平成15年 延長 平成17年 延長 平成19年 延長 平成21年 延長 平成23年 延長（つなぎ法案により1年延長） 税額控除の廃止 機械・装置の取得価格基準の見直し（280→340万） 平成24年 延長 地方税 平成元年 創設 平成6年 延長 平成8年 延長 平成10年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長）			[達成目標及び測定指標] 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行い、設備投資を行うことで売上高や経常利益が前年度を上回ることにより、特定農産加工業者の経営基盤の強化及び地域農業の健全な発展が図られることとなる。

8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>＜国税の適用実績＞ 適用件数の所期の想定として、H22 年度 15 件、H23 年度 14 件、H24 年度 14 件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りがないことから適用に偏りはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 見込</th> <th>H26 見込</th> <th>H27 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>13 件</td> <td>19 件</td> <td>15 件</td> <td>13 件</td> <td>5 件</td> <td>14 件</td> <td>14 件</td> <td>14 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠：別添参照</p> <p>＜地方税の適用実績＞ 適用件数の所期の想定として、H22 年度 22 件、H23 年度 24 件、H24 年度 24 件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りがないことから適用に偏りはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 見込</th> <th>H26 見込</th> <th>H27 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>24 件</td> <td>27 件</td> <td>24 件</td> <td>22 件</td> <td>25 件</td> <td>24 件</td> <td>24 件</td> <td>24 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠：別添参照</p> <p>＜年度別経営改善計画の承認件数＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 見込</th> <th>H26 見込</th> <th>H27 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>28 件</td> <td>33 件</td> <td>29 件</td> <td>25 件</td> <td>34 件</td> <td>30 件</td> <td>30 件</td> <td>30 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠：別添参照</p> <p>② 減収額</p> <p>＜国税の適用実績＞ (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 見込</th> <th>H26 見込</th> <th>H27 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>51</td> <td>92</td> <td>137</td> <td>79</td> <td>37</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠：別添参照</p> <p>＜地方税の適用実績＞ (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 見込</th> <th>H26 見込</th> <th>H27 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>29</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠：別途参照</p> <p>(租特透明化法による利用実績との差異) 租特透明化法に基づき国会に報告された平成 23 年度の本税制の適用件数は 1 件、適用総額 21.27 百万円であった。これに基づく減収額は 5.42 百万円程度と見積もられる。 農林水産省が都道府県を通じて調べた事業者からの回答を基に調べた利用実績は、上記の通りである。調査対象の事業者が本制度の利用を意図しつつも、他の特別償却制度と混同したことから差違が生じたと考えられる。</p>	適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	適用件数	13 件	19 件	15 件	13 件	5 件	14 件	14 件	14 件	適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	適用件数	24 件	27 件	24 件	22 件	25 件	24 件	24 件	24 件	適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	適用件数	28 件	33 件	29 件	25 件	34 件	30 件	30 件	30 件	適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	減収額	51	92	137	79	37	65	65	65	適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	減収額	55	56	29	19	20	35	35	35
適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																																																																				
適用件数	13 件	19 件	15 件	13 件	5 件	14 件	14 件	14 件																																																																																				
適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																																																																				
適用件数	24 件	27 件	24 件	22 件	25 件	24 件	24 件	24 件																																																																																				
適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																																																																				
適用件数	28 件	33 件	29 件	25 件	34 件	30 件	30 件	30 件																																																																																				
適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																																																																				
減収額	51	92	137	79	37	65	65	65																																																																																				
適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																																																																				
減収額	55	56	29	19	20	35	35	35																																																																																				

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 20~24 年度) 本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去 13カ国に及ぶ FTA/EPA 協定の締結による国境措置の撤廃等により、同業者は大きな影響を受け続けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 19~21 年度) 前回の要望時において、「特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。」を達成目標としており、本特例措置により、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところ。 しかし、関税の引き下げ等の国境措置の変更による安価な輸入競合品の増加により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けているため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。</p> <p>【分析結果】 特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行う中で、徐々に経営改善の効果が現れてくると考えられる。そこで 19~21 年度に融資を受けて 3 年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった（日本政策金融公庫調べ）。</p> <p>＜参考：食品産業動態調査 食品製造業の生産動向より＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業生産指数</td> <td>96.8</td> <td>97.4</td> <td>94.8</td> <td>92.9</td> <td>88.8</td> <td>90.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、同時期の食品製造業（総合）の生産指数（平成 17 年を 100 とした指数で生産額を基準として作成）を見ると、平成 24 年の食品製造業の生産指数は 90.8 となっており、近年右肩下がりの状況が続いている状況にある。</p> <p>そのような売上の維持でさえ難しい中、売上高又は経常利益のいずれかが増える実績を過半数の事業者が残していることは着実に経営改善の効果が図れているものと評価できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設・拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 26 年 4 月～平成 28 年 6 月) 本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営改善への取り組みが誘導できなくなるため、関税引き下げ等の影響を受けている特定農産加工業者の経営状況が益々悪化するとともに、生産した農産物の販売先を失う農家等地域農業や地域経済に大きな影響を及ぼす。</p>		H19	H20	H21	H22	H23	H24	食品製造業生産指数	96.8	97.4	94.8	92.9	88.8	90.8
	H19	H20	H21	H22	H23	H24									
食品製造業生産指数	96.8	97.4	94.8	92.9	88.8	90.8									

471

適用年度	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
投資額	863	1,280	1,750	848	442	997	997	997
減税額 (国税)	51	92	137	79	37	65	65	65
経済波及効果	2,259	3,328	4,550	2,205	1,149	2,987	2,987	2,987

また、特定農産加工業者が設備投資を行った投資額（特別償却の適用如何に問わらず投資額全体（都道府県を通じて行った調査での事業者より回答があった金額の集計））で経済波及効果を試算すると以下の表のとおりとなる。設備投資による波及効果が減税額を大幅に上回るため、本特例措置には地方税の税収減を是認できる効果がある。

＜設備投資額について＞

(単位：百万円)

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込
投資額	2,948	2,259	8,518	2,604	2,604	2,604
減税額 (地方税)	29	19	20	35	35	35
経済波及効果	7,664	5,873	22,144	6,770	6,770	6,770

※ 最初の表の「投資額（特別償却利用）」は、特別償却の対象となつた資産の取得額。次の表の「投資額」は、特別償却の適用如何に問わらない設備投資額全体。いずれも都道府県を通じた調査での事業者から回答があった金額の集計。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連

		<p>産業を中心とした産業連関表（101部門）」を使用 ※ 消費転換係数は0.73で算出</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特別償却によりキャッシュフロー改善による初期投資の負担軽減を図り、事業所税の軽減により事業立ち上がり時の負担を減らすことで、特定農産加工業者による新商品の開発等による経営改善計画を実施するための設備投資を促進できることから、本特例措置による支援が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【国税】 特別償却制度 【地方税】 事業所税の課税標準の特例 【融資】 特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）</p> <p>政策金融による支援は、自己資金だけでは設備資金の確保が難しい事業者に対して、事業実施に必要な資金を供給するものであり、特別償却制度は、経営改善生産設備などの投資を行った事業者のキャッシュフローを改善し、事業所税の軽減は、立ち上がりの経営負担を減らすことで、各々の措置の役割分担の下で相乗効果を発揮している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の経営が安定し、地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。
10	有識者の見解	<p>・特別償却等による減収は、恩恵を前倒しするだけのものなので、是認できる。</p> <p>（平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員）</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時	

(国税)

1. 減税見込額等の積算

平成 20 年度～平成 24 年度適用実績（5 年中、最大・最小を除いた 3 年平均）を基礎に

減税見込額を試算

特別償却額	
平成 20 年度	156 百万円
平成 21 年度	294 百万円
平成 22 年度	455 百万円 (最大)
平成 23 年度	247 百万円
平成 24 年度	132 百万円 (最小)

平成 25 年度以降の取得価格見込額 $(156 + 294 + 247) \div 3 = 232$

特別償却額 法人税率 復興特別法人税

$$232 \text{ 百万円} \times 0.255 \times 1.1 = 65 \text{ 百万円}$$

注) 適用実績については、「特定農産加工法税制調査（農林水産省調べ）」による。

2. 適用実績及び適用見込み

(百万円)

適用年度	20 年度 (実績)	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)
適用件数	13 件	19 件	15 件	13 件	5 件	14 件	14 件	14 件
減税見込額	51	92	137	79	37	65	65	65

注) 適用件数は、「特定農産加工業経営改善臨時措置法に税制調査（農林水産省調べ）による。

また、25～27 年度（見込）は、平成 20～24 年度の状況を踏まえて試算。

(地方税)

1. 減税見込額等の積算

平成 20 年度～平成 24 年度適用実績（5 年中、最大・最小を除いた 3 年平均）を基礎に

減税見込額を試算

平成 20 年度	55 百万円	(最大)
平成 21 年度	56 百万円	
平成 22 年度	29 百万円	
平成 23 年度	19 百万円	
平成 24 年度	20 百万円	

$(55 + 29 + 20) \div 3 = 35$ 百万円

注) 適用実績については、「特定農産加工法税制調査（農林水産省調べ）」による。

2. 適用実績及び適用見込み

(百万円)

適用年度	20 年度 (実績)	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (見込)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)
適用件数	24 件	27 件	24 件	22 件	25 件	24 件	24 件	24 件
減税見込額	55	56	29	19	20	35	35	35

注) 適用件数は、「特定農産加工業経営改善臨時措置法に税制調査（農林水産省調べ）による。

また、25～27 年度（見込）は、平成 20～24 年度の状況を踏まえて試算。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度	食品機械・同装置 (894)		
24年度			
25年度			
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	□新設	□拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

				② 政策体系における政策目的の位置付け	③ 達成目標及び測定指標		
租税特別措置等に係る政策の事前評価書						《大目標》	《中目標》
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長（国税 30）（所得税：外、法人税：義）				・食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	・食料の安定供給の確保
2	要望の内容	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下、企業立地促進法）に基づき基本計画を作成した地域において、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行うため、同法に基づく企業立地計画の承認を受けた者が、同計画に沿った新規企業立地を行った場合、新たに取得した建物等及び機械等に対して認める特別償却（償却率：建物 8%、機械 15%）の 2 年延長。				・森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	・食品産業の持続的な発展
3	担当部局	食料産業局 食品製造卸売課 生産局 畜産振興課 林野庁 林政部 木材産業課				・林産物の供給及び利用の確保	・林産物の供給及び利用の確保
4	評価実施時期	平成 25 年 6 月～8 月				《租税特別措置等により達成しようとする目標》	自治体が作成する「基本計画」で定められた集積区域内で事業者の設備投資を促進し、地域経済の自律的発展のための基盤強化を図る。
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年 創設 平成 20 年 対象の追加（農林水産関連業種） 農林水産関係業種の投資要件規模を低位に設定 平成 21 年 対象の追加（窯業・土木製品製造業） 既存業種の 2 年延長 平成 23 年 延長（つなぎ法案により 1 年延長） 平成 24 年 延長・縮減 (特別償却の対象となる設備投資額に上限を設定)				具体的には、平成 25 年度から平成 29 年度まで(5 年間)の間に、基本計画区域内において、企業立地件数 13,000 件、新規雇用者数 35 万人、付加価値額 5% 増を達成することを目標とする。 上記政策目標達成のため、年間 800 件の企業立地計画申請と、うち 90 件の税制適用の実現を図る。	上記政策目標達成のため、年間 800 件の企業立地計画申請と、うち 90 件の税制適用の実現を図る。
6	適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（2 年間）				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	基本計画区域内の企業立地件数、新規雇用者数及び付加価値増加率並びに企業立地計画申請数及び税制適用件数を、達成度合いを測る指標として設定する。 達成目標の実現状況については次の方法により測定する。 →立地件数及び雇用人数：都道府県に対する実績調査の実施により測定 →付加価値額：5 年経過時点において工業統計調査等に基づき測定 →企業立地計画申請数及び税制適用件数：都道府県への照会及び事業者へのアンケートに基づき測定
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における産業集積の形成及び活性化の促進により、地域経済の自律的発展基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 本税制の対象となる業種のうち、第 1 項業種では、国内立地と海外立地を競争的に選択している企業の国内立地を支援することにより、地域経済の活性化を実現することを目的としている。 また、第 2 項業種では、農林水産業を主幹産業としている地域経済の自律的発展を図るために、農林水産業と関連する商工業者の企業立地等を促進することにより、農林水産業及び同地域の活性化を促すことを目的としている。 《政策目的の根拠》 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年 5 月 11 日法律第 40 号） 第 1 条「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業集積の中核となる税制活用企業の立地に牽引され、基本計画区域内に関連・下請け企業が立地し、既存工場では能力増強の設備投資が行われて、地場企業の受注増加等へつながることにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらし、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業集積の中核となる税制活用企業の立地に牽引され、基本計画区域内に関連・下請け企業が立地し、既存工場では能力増強の設備投資が行われて、地場企業の受注増加等へつながることにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらし、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。
8	有効性等	① 適用数等				＜農林水産関連業種＞ 適用件数の所期の想定として、H22 年度 30 件、H23 年度 40 件、H24 年度 40 件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りがないことから適用に偏りはない。	適用件数の所期の想定として、H22 年度 30 件、H23 年度 40 件、H24 年度 40 件と見込んでいたところであり、これと比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りがないことから適用に偏りはない。

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th><th>H22 実績</th><th>H23 実績</th><th>H24 実績</th><th>H25 見込</th><th>H26 見込</th><th>H27 見込</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>22 件</td><td>21 件</td><td>30 件</td><td>46 件</td><td>24 件</td><td>24 件</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠は別添参照</p> <p><本税制措置の適用件数(企業立地促進法全体)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th><th>H22 実績</th><th>H23 実績</th><th>H24 実績</th><th>H25 見込</th><th>H26 見込</th><th>H27 見込</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>49 件</td><td>49 件</td><td>49 件</td><td>93 件</td><td>93 件</td><td>93 件</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典:企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省) 【H23】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)他</p> <p><年度別企業立地計画承認件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>累 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76 件</td><td>415 件</td><td>321 件</td><td>527 件</td><td>406 件</td><td>337 件</td><td>2,082 件</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典:承認企業立地計画一覧(経済産業省)</p>	適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	適用件数	22 件	21 件	30 件	46 件	24 件	24 件	適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	適用件数	49 件	49 件	49 件	93 件	93 件	93 件	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累 計	76 件	415 件	321 件	527 件	406 件	337 件	2,082 件						
適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																												
適用件数	22 件	21 件	30 件	46 件	24 件	24 件																																												
適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																												
適用件数	49 件	49 件	49 件	93 件	93 件	93 件																																												
H19	H20	H21	H22	H23	H24	累 計																																												
76 件	415 件	321 件	527 件	406 件	337 件	2,082 件																																												
② 減収額	<p><農林水産関連業種></p> <p style="text-align: center;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th><th>H22 実績</th><th>H23 実績</th><th>H24 実績</th><th>H25 見込</th><th>H26 見込</th><th>H27 見込</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却 実施額</td><td>2,634</td><td>2,272</td><td>2,090</td><td>2,528</td><td>2,332</td><td>2,332</td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>790</td><td>682</td><td>533</td><td>645</td><td>1,006</td><td>1,006</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">算定根拠は別添参照</p> <p><本税制措置の適用額(企業立地促進法全体)></p> <p style="text-align: center;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th><th>H22 実績</th><th>H23 実績</th><th>H24 実績</th><th>H25 見込</th><th>H26 見込</th><th>H27 見込</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>49</td><td>49</td><td>49</td><td>93</td><td>93</td><td>93</td></tr> <tr> <td>特別償却 実施額</td><td>15,310</td><td>17,175</td><td>6,751</td><td>18,738</td><td>18,738</td><td>18,738</td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>4,593</td><td>5,153</td><td>2,025</td><td>4,778</td><td>4,778</td><td>4,778</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典:企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省) 【H23】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)他</p>	適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	特別償却 実施額	2,634	2,272	2,090	2,528	2,332	2,332	減収額	790	682	533	645	1,006	1,006	適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込	適用件数	49	49	49	93	93	93	特別償却 実施額	15,310	17,175	6,751	18,738	18,738	18,738	減収額	4,593	5,153	2,025	4,778	4,778	4,778
適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																												
特別償却 実施額	2,634	2,272	2,090	2,528	2,332	2,332																																												
減収額	790	682	533	645	1,006	1,006																																												
適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 見込	H26 見込	H27 見込																																												
適用件数	49	49	49	93	93	93																																												
特別償却 実施額	15,310	17,175	6,751	18,738	18,738	18,738																																												
減収額	4,593	5,153	2,025	4,778	4,778	4,778																																												

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H19年6月～H25年3月) 企業立地促進法が施行された平成19年以降、我が国における企業立地の動向は、リーマンショックなどの金融危機、円高等の影響により低迷が続いている。こうした状況の中で、平成25年4月までに、47都道府県で197件の基本計画、2,082件の企業立地計画が策定され、これらの計画に基づき企業立地が進んだ。</p> <p>その結果、基本計画を策定した業種・地域においては、付加価値額増減率の指標が他の業種・地域を上回るなどしており、地域における産業集積の形成及び活性化による地域経済の基盤強化が図られつつある。</p> <p>今後も、本税制を活用した産業集積の中核となるよう多くの企業立地が行われることで、これらに牽引されて基本計画区域内に関連・下請け企業が企業立地を行い、地場企業の受注増加等へとつながる。これにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらし、地域経済の自立的発展の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H19年6月～H25年3月) 前回の要望時において、「集積区域内において、事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自立的発展の基盤強化」することを達成目標としており、本特例措置により下記に示すとおり、地域産業の自立的発展の基盤強化が図られ、国民経済の発展に寄与したところ。引き続き、企業立地促進法に基づき、地域産業の自立的発展を促すため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。</p> <p>[分析結果] 平成25年4月時点で、47都道府県で197件の基本計画が策定されており、その達成状況は以下の通りである。</p> <p><平成19年度・20年度同意基本計画の付加価値額伸び率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法施行時(H19)</th><th>実績(H24)</th><th>伸び率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集積業種の付加価値額</td><td>82.3兆円</td><td>72.6兆円</td><td>▲11.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>※H25/4時点の自治体からの報告に基づき経済産業省作成</p> <p><参考:工業統計調査(従業者4人以上の事業所)のデータ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法施行時(H19)</th><th>H24</th><th>伸び率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業統計調査による付加価値額合計</td><td>108.7兆円</td><td>91.1兆円</td><td>▲16.2%</td></tr> </tbody> </table>	年度	法施行時(H19)	実績(H24)	伸び率	集積業種の付加価値額	82.3兆円	72.6兆円	▲11.8%	年度	法施行時(H19)	H24	伸び率	工業統計調査による付加価値額合計	108.7兆円	91.1兆円	▲16.2%
年度	法施行時(H19)	実績(H24)	伸び率															
集積業種の付加価値額	82.3兆円	72.6兆円	▲11.8%															
年度	法施行時(H19)	H24	伸び率															
工業統計調査による付加価値額合計	108.7兆円	91.1兆円	▲16.2%															

478

<平成 19 年度～平成 23 年度同意基本計画の新規立地・新規雇用>			
	前回要望時の達成目標	実績(H24)	達成率
新規立地	10,000 件	10,424 件	104.2%
新規雇用	350,000 人	205,842 人	58.8%

※H25/4 時点の自治体からの報告に基づき経済産業省作成

企業立地促進施行後 5 年間（平成 24 年度末）の間に、基本計画区域内において、企業立地件数 10,000 件、新規雇用者数 35 万人、付加価値額 5 % 増を目指（企業立地促進法全体で）としていたが、上記集計の結果によれば、リーマンショックなどの金融危機の影響が表れた平成 20 年度から平成 21 年度にかけて製造業全体の付加価値額が大幅に減少した結果、基本計画を作成した地域の付加価値額も、計画策定時から減少している。

しかし、工業統計調査による製造業全体の付加価値額の減少率（▲16.2%）に比べて、基本計画を作成した地域の方が付加価値額の減少率（▲11.8%）が小さいといった効果がでている。

なお、新規立地件数は目標を達成した。一方、新規雇用人数は目標の 6 割程度の達成率となっている。

新規立地件数のみ数値目標は達成しているものの、リーマンショック等の外的要因により付加価値額が大幅に減少していることから、地域経済の自律的発展のための基盤強化が達成されたとは言えない状況である。

なお、平成 20 年度以降、平成 24 年度までの、本税制を利用した企業立地による効果（波及効果を含まない）は以下の通りである。

- 新規立地に伴い本税制を利用した件数：214 件
- 本税制を利用した新規立地による新規雇用数：4,926 人
- 本税制を利用した新規立地による付加価値額増加額：2,309 億円

「租税特別措置等により達成しようとする目標」については、平成 22 年度以降、基本計画が新たに策定されるなどしていることから、最新の基本計画の策定状況を踏まえて、企業立地件数に係る目標値を変更した。

また、今後、設備投資がリーマンショック前の水準まで回復することを織り込んで、企業立地計画申請数と、税制適用数の目標値を変更した。

『租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響』（分析対象期間：H26 年 4 月～平成 28 年 3 月）

企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）を基に推計したことから、平成 26 年度以降の税制継続による直接的な効果（単年度ベース）としては、税制適用件数 93 件、設備投資額 164,197 百万円が実行され、設備稼働後は減収見込額 4,778 百万円に対し、付加価値が 77,173 百万円増加、新規雇用人数が 1,646 人発生することが見込まれる。

		なお、税制を適用した事業者のうち約 8 割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している（平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より）ことから、税制が延長されなかつた場合、上記の 8 割の企業立地が行われなくなることが推定され、以下の影響がある。
<延長されなかつた場合の影響見込>		
税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額
74 件 =93×80%	131,358 百万円 =164,197×80%	61,738 百万円 =77,173×80%
※アンケート調査は企業立地促進法全体を対象に行っており、2 項業種となる農林水産関連業種だけの把握はない。		
『税収減を是認するような効果の有無』（分析対象期間：H20 年 4 月～H25 年 3 月、平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月）		
(1) 平成 20 年度以降、平成 24 年度までの効果の確認		
企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）を基に推計したことから、平成 20 年度以降、平成 24 年度まで（累計）の本税制による直接的な効果としては、税制適用件数 214 件、設備投資額 491,287 百万円が実行され、設備稼働後は減収額 18,409 百万円に対し、付加価値が 230,905 百万円増加、新規雇用人数が 4,926 人発生したと推定される。		
なお、税制を適用した事業者のうち約 8 割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している（平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より）ことから、本税制措置のみの、減収額 18,409 百万円に対する効果は以下の通りとなる。		
<本税制措置のみによる効果（年度累計）>		
税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額
171 件 214×80%	393,030 百万円 =491,287×80%	184,724 百万円 =230,905×80%
(2) 平成 26 年度以降の効果の推定		
企業立地促進法税制利用実績・見込調査（経済産業省）を基に推計したことから、平成 26 年度以降の税制継続による直接的な効果（単年度ベース）としては、税制適用件数 93 件、設備投資額 164,197 百万円が実行され、設備稼働後は減収見込額 4,778 百万円に対し、付加価値が 77,173 百万円増加、新規雇用人数が 1,646 人発生することが見込まれる。		
なお、税制を適用した事業者のうち約 8 割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している（平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より）ことから、本税制措置のみの、減収見込額 4,778 百万円に対する効果は以下の通りとなる。		

		<p><本税制措置のみによる効果(単年度)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税制適用件数</th><th>総設備投資額</th><th>付加価値増加額</th><th>新規雇用者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>74 件 =93×80%</td><td>131,358 百万円 =164,197×80%</td><td>61,738 百万円 =77,173×80%</td><td>1,317 人 =1,646×80%</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 本税制の有効性について</p> <p>本税制は上記(1)及び(2)により、本税制措置のみの効果が十分に確認されている。また、本税制が適用できるのは、自治体が基本計画で定めた集積区域内に限られるが、これらの区域はそれ以外の区域に比べ付加価値額の減少幅が小さく、産業集積が相対的に活性化している地域である。</p> <p>当該地域の産業集積が活性化しているのは、本税制を誘因として企業立地を行ったことによる直接効果及び波及効果が一因と考えられる。従って、当該地域に引き続き本税制措置により企業立地を促すことで、効率的に産業集積のさらなる活性化を図ることができる。</p> <p>加えて、本税制が利用できるのは、国内立地と海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種や、地域の基幹産業である農林水産業と関連性が高い業種に限られており、いずれも産業集積の形成・活性化にとってより重要な業種である。</p> <p>従って、産業集積の形成・活性化のために重要な地域、業種に限定して、税制措置のみで十分な効果を発揮している本税制を引き続き措置することで、産業集積の一層の形成・活性化が図られ、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することができる。</p>	税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数	74 件 =93×80%	131,358 百万円 =164,197×80%	61,738 百万円 =77,173×80%	1,317 人 =1,646×80%	
税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数								
74 件 =93×80%	131,358 百万円 =164,197×80%	61,738 百万円 =77,173×80%	1,317 人 =1,646×80%								
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業立地促進法は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するものである。従って、個別の事業者が企業立地を行う際の設備資金に対し国が補助金を交付するよりも、自治体の基本計画に沿った企業立地に対し本税制を措置する方が、地域経済の自律的発展の基盤の強化という法目的と、より整合的である。</p> <p>企業立地促進法に基づく他の支援措置としては、財政投融資措置があるが、これは、新たに企業立地を行う中小企業者に対して日本政策金融公庫が低利融資を行う制度である。ただ、公庫は基本的に、大企業に対して融資を行うことはできない。</p> <p>これに対し、本税制は主に、基本計画における産業集積の中核をなす事業者の設備投資を促進することを目的として、一定額以上の設備投資であることを適用の要件としており、大企業の利用が多くなっている。</p> <p>本税制は、多額の資金を必要とする規模の大きな設備投資を行う事業者に対し、特別償却を認めて初期投資の負担を軽減し新たな設備投資をしやすくするものである。補助金や財政投融資によって措置できない分野をカバーしており、本税制は必要かつ適切な措置である。</p>	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○企業立地促進法に基づく支援措置との関係</p> <p>企業立地促進法における支援措置としては、本税制の他、「補助事業」、「地方税に対する減収補てん措置」、「財投融資」とがあるが、それぞれ下記のように相乗効果を発揮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進法関連補助事業は、地域の産業集積に合った人材を育成するために、地域が取り組む人材育成研修プログラムの作成などを支援している。これにより、地域の産業集積にあった優秀な人材を育成することで更に産業集積が促進されるための支援を行っている。また、貸し工場の整備補助等を行っており、企業が低コストで新たに立地しやすい環境整備を支援している。 ・地方税（固定資産税、不動産取得税）の減収補てん措置については、財政力指数が一定未満の自治体が対象であり、財政支援余力に劣る自治体であっても、地域に合った産業集積を形成することができるよう、他の自治体並みの支援策を実行できるようにするものである。 ・財政投融資措置は、新たに企業立地を行う中小企業者に対する日本政策金融公庫の低利融資の実行であり、資金繰りの安定が課題とされる中小企業者が、企業立地に係る設備投資を行う際に長期的な資金繰りを支援するものである。 <p>これらの措置が相乗効果を発揮して、地域における産業集積の形成・活性化を促している。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>-</p>								
10	有識者の見解		特別償却による減収は、恩恵を前倒しするだけのものなので、是認できる。(平成 25 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年度税制改正要望時								

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

1. 減税見込額等の積算

[見込件数] 24件（農林水産関連業種）

聞き取り調査で集計された税制措置適用実績・見込みから推計。

本法施行以降 197件の基本計画が策定されており、今後の本措置適用の拡大が見込まれる。

(聞き取り調査による実績・見込み)

H22 22件

H23 21件

H24 30件

H25 46件（見込み）

[1件当たりの平均投資額] 1,348百万円

(聞き取り調査による実績・見込の平均)

$777 + 571 = 1,348$ 百万円

① 機械等

平均投資額 777百万円（25,628 ÷ 33件）

(H22～H24 機械等の投資額合計 ÷ H22～H24 件数合計)

② 建物等

平均投資額 571百万円（39,403 ÷ 69件）

(H22～H24 建物等の投資額合計 ÷ H22～H24 件数合計)

[減税見込額（農林水産関連業種）] 1,006百万円

$723 + 283 = 1,006$ 百万円

① 機械等 $777\text{百万円} \times \text{特償率 } 15\% \times \text{法人税率 } 25.5\% \times 24\text{件} = 723\text{百万円}$

② 建物等 $571\text{百万円} \times \text{特償率 } 8\% \times \text{法人税率 } 25.5\% \times 24\text{件} = 283\text{百万円}$

2. 適用実績及び適用見込み

(百万円)

適用年度	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
適用件数	22件	21件	30件	46件	24件	24件
特別償却実施額	2,634	2,272	2,090	2,528	2,332	2,332
減税見込額	790	682	533	645	1,006	1,006

注) 特別償却実施額及び減税見込額については、H25は経済産業省の都道府県の聞き取り調査に

基づく推計値、H26～H27はH22～H24までの状況を踏まえて試算。

なお、所得税は対象の全数集計が困難であるため、法人税のみを分析対象としている。

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度	食品機械・同装置 (23,342)		
24年度			
25年度			
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	□新設	■拡充	■延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり		□予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり		□説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり		□説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成されていない状況（評価書中8③「効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成22年度の（53.1%）と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す（2年間で10%ポイント向上）と目標を設定していたが、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率は23年度49.5%、24年度45.0%と低下傾向にあるため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。

③ 測定指標の設定（評価書中7③＜租税特別措置等による達成目標に係る測定指標＞欄への補足説明）

本租税特別措置は、農林水産関連中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性が見られる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。本措置と類似の中小企業投資促進税制を利用した企業の設備投資対キャッシュフロー比率は、中小企業全体の同比率を大きく上回っていることから（中小企業庁調べ）、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

なお、設備投資押し上げ効果に関しては、平成25年度中小企業庁委託調査の結果から、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合が約4割であることから4割の企業の投資判断を押し上げしていると推計されている。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弹性値をもとに、税制措置による税の减免（キャッシュフロー増加）分の約7割が更なる設備投資に回ると推計されている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税透明化法及び地方税に基づく適用実態調査は、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、食品企業関係者のみを特定することは困難であることから、本租税特別措置等の主務官庁である経済産業省からのデータを用いて過去の実績値を算出している。

適用件数は、工業統計データを用いて、中小業事業者数（431,358）のうちの食料品製造業等の事業所数（67,187）の割合（2割）として推計している。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回、平成23年度に行った事前評価において、平成24、25年度に各9,397件を見込んでいたところであるが、本調査の出典である工業統計（経済産業省）において実績値が明らかになっていたため、本評価書においても見込値のままとしている。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は、工業統計データを用いて、中小業事業者数（431,358）のうちの食料品製造業等の事業所数（67,187）の割合（2割）として推計している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税透明化法及び地方税に基づく適用実態調査は、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、食品企業関係者のみを特定することは困難であることから、本租税特別措置等の主務官庁である経済産業省からのデータを用いて過去の実績値を算出している。

⑪⑫ 税収減認の効果の実績確認及び将来見込み（評価書中8③＜税収減を認するような効果の有無＞欄への補足説明及び＜税収減を認するような効果の有無＞欄への補足説明）

波及効果については、「税の减免分の約7割が設備投資に回る」ことから勘案して、減収額の7割を投資額として、産業連関表を使用して経済波及効果を算出したところ以下のとおり。

(国税)

(単位:百万円)

	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込み)	24年 (見込み)	25年 (見込み)	26年 (見込み)	27年 (見込み)
減収額	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879	10,039	10,039
投資額 (7割)	4,529	4,815	4,815	4,815	4,815	7,027	7,027
経済波 及効果	11,774	12,518	12,518	12,518	12,518	18,268	18,268

(地方税)

(単位:百万円)

	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込み)	24年 (見込み)	25年 (見込み)	26年 (見込み)	27年 (見込み)
減収額	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100
投資額 (7割)	1,842	1,956	1,956	1,956	1,956	2,870	2,870
経済波 及効果	4,879	5,085	5,085	5,085	5,085	7,461	7,461

租税特別措置等に係る政策の事前評価書				
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充(食品企業者関係)(国税 29 及び地方税 17) (所得税:外・法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義、地方法人特別税:外)			リース:300 万円以上→210 万円以上 平成 16 年度 2 年間の延長 〔平成 18 年 3 月までの適用期限の延長、対象設備(器具・備品)の取得価額の引上げ〕 取 得:100 万円以上→120 万円以上 リース:140 万円以上→160 万円以上
2 要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 (1)対象者 青色申告書を提出する中小企業者、事業協同組合等 (2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3)特例措置 機械等の取得価格の 30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用 (4)取得価格 機械・装置は1設備 160 万円以上 器具・備品は1設備 120 万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70 万円以上 〔拡充〕 以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、 (1)即時償却 (2)税額控除割合を現行の7%から 12%とする上乗せ (3)特別償却不足の繰越期間及び法人税額の 20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期限を平成 27 年度末とする。 (一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。) ① 一のソフトウェアの取得価額が 120 万円以上であるもの ② ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計 120 万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計 160 万円以上 ③ 取得価額が 120 万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が 160 万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの		平成 16 年度 2 年間の延長 〔平成 20 年 3 月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕 平成 20 年度 2 年間の延長 平成 20 年度 2 年間の延長 平成 22 年度 2 年間の延長 平成 24 年度 2 年間の延長 〔平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長〕、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加〕	
3 担当部局	食料産業局企画課	6 適用又は延長期間	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月	
4 評価実施時期	平成 25 年 4 月～8 月	7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業(食品企業者関係を含む)は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備や IT 化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とする。 《政策目的の根拠》 創設当初は、総合経済対策(平成 10 年 4 月経済対策閣僚会議の一環として、投資減税の特例として措置されていた。 また、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 24 日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進めることを目的とする」とされている。 日本再興戦略(平成 25 年 6 月 24 日閣議決定)(抜粋) 一. 日本産業再興プラン 一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	中小企業投資促進税制創設(平成 10 年 4 月総合経済対策) 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車:車両総重量 8t 以上→3.5t 以上〕 平成 12 年度 1 年間の延長 〔平成 13 年 5 月までの適用期限の延長〕 平成 13 年度 10 ヶ月の延長 〔平成 14 年 3 月までの適用期限の延長〕 平成 14 年度 2 年間の延長 〔平成 16 年 3 月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ〕 取 得:230 万円以上→160 万円以上			企業や人材を世界で戦える筋骨質な体質とするため、民間の決断を迫りながら、産業の新陳代謝の促進、雇用制度改革や人材力の強化を徹底して進める。縦割りを廃した科学技術政策と世界をにらんだ IT 戦略により、イノベーション力を飛躍的に高め、規制改革、特区の徹底活用及び立地競争力の抜本的改善により、規制省国を目指す。 これにより、グローバル競争に勝ち抜ける製造業の復活、付加価値の高いサービス産業の創出を図るとともに、企業が活動しやすく、個人の可能性が最大限発揮される社会を実現する。 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) 日本経済の 3 つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」)を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋骨質の日本経済にするため、今後 5 年間(今年度から 2017 年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取組を進める。

		<p>このため、 <u>一民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする</u> <u>一過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る</u> <u>一過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。</u></p> <p>「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>①民間投資の活性化</p> <p>経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す。</p> <p>○先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。</u>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]</p> <p>食品産業の持続的な発展</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成24年の(45.0ポイント)と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイント向上)。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、食品企業者関係の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>24年度において、減税額として97億円適用見込み(国税69億円、地方税28億円)があり、食品企業者関係の持続的な発展に寄与。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>農林水産関連中小企業において、継続して利用されている。</p> <p>本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、特定の者に偏っていない。また、過去4年平均で約9,397件の利用があり、僅少でもない。</p>

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度)								
	(単位 : %)							
	21 年 (実績)	22 年 (実績)	23 年 (実績)	24 年 (実績)	25 年 (見込み)	26 年 (見込み)	27 年 (見込み)	
設備投資 対キヤツ シユフロ ー比率	58.8	53.1	49.5	45.0	45.0	50.0	55.0	

注)中小企業全体指標

《租税特別措置等が新設・拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)

経済全体として設備投資の手控え傾向が引き続きある中にあって、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業の支援をやめることによって、中小企業の競争力が低下し、経営が成り立たなくなる企業が増加し、我が国経済の成長力の維持が困難となる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度)

税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約 4 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キヤツシユフロ一増加)分の約 7 割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。

(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)

また、本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。

(例)平成 24 年度の経済波及効果(国税)

経済波及効果を算出した際に使用した投資額は、平成 24 年度の減収額の 7 割の 4,185 百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。

〔国税〕

(単位 : 百万円)

	21 年 (実績)	22 年 (実績)	23 年 (実績)	24 年 (実績)	25 年 (見込み)	26 年 (見込み)	27 年 (見込み)
減収額	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879	10,039	10,039
減収額 (7 割)	4,529	4,815	4,815	4,815	4,815	7,027	7,027
経済波及効果	11,774	12,518	12,518	12,518	12,518	18,268	18,268

[地方税]							
	21 年 (実績)	22 年 (実績)	23 年 (実績)	24 年 (実績)	25 年 (見込み)	26 年 (見込み)	27 年 (見込み)
減収額	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100
減収額 (7 割)	1,842	1,956	1,956	1,956	1,956	2,870	2,870
経済波及効果	4,786	5,085	5,085	5,085	5,085	7,461	7,461

※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。

※ 経済波及効果については、中小企業庁からのデータに基づき投資額を算出し「平成 17 年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101 部門)」を使用して算出。

※ 消費転換係数は 0.73 で算出

※ 経済波及効果は 2 次効果まで算定

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 3 参照

- | | | | |
|---|-----|---------------------|--|
| 9 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 中小企業(食品企業者関係を含む)が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。 |
| | | ②: 他の支援措置や義務付け等 | 本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 |
| | | ③: 他の支援措置や義務付け等はない。 | また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウエア及びソフトウエアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のある IT 化、自動化に資する設備等への投資について一層のインセンティブを付与するものとなる。 |

	との役割分担	
③	地方公共団体が協力する相性	農林水産関係、特に食品産業は、中小企業が大宗を占めている。本税制により食品企業者関係の設備投資を促進することにより、食品企業者関係の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	[所得税・法人税] 平成26年度減税見込額 10,039百万円
------------------------	---------------------------------------

(根拠条項：措法10の3、42の6、68の11)

1. 減税見込額等の積算(平成20年度～平成25年度)

ア 特別償却減税見込額 = $2,129,191\text{百万円} \times 3/4 \times 30\% \times 30\% \times 22.5\% \times 15.5\% = 5,012\text{百万円}$ ①
投資促進税制対象設備取得額 (特償率) (黒字率) (法人税率) (黒字率※1) (農林水産関連業種割合※2)

イ 税額控除減税見込額 = $(2,129,191\text{百万円} \times 1/4 + 232,416\text{百万円}) \times 7\% \times 22.5\%$
投資促進税制対象設備取得額 (税額控除税率) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)
 $\times 15.5\% = 1,867\text{百万円}$ ②
(農林水産関連業種割合)

$$5,012\text{百万円} \quad ① \quad + \quad 1,867\text{百万円} \quad ② \quad = \quad 6,879\text{百万円} \quad ③$$

※1 黒字率：税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業（1億円以下）から算出

※2 業種割合：「工業統計表」から算出

2. 平成26年度要求拡充部分の積算

拡充部分についての減収額試算 = $20,389\text{百万円} \times 15.5\% = 3,160\text{百万円}$ ④
(中小企業全体の減収額) (農林水産関連業種割合)

3. 減税見込額等の積算(平成26年度～平成27年度)

$$6,879\text{百万円} \quad ③ \quad + \quad 3,160\text{百万円} \quad ④ \quad = \quad 10,039\text{百万円}$$

4. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879	10,039	10,039

[法人住民税・事業税]	
中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	平成26年度減税見込額 4,100 百万円
(根拠条項：措法10の3、42の6、68の11、地法第23、72、292)	

1. 減税見込額積算(平成20年度～平成25年度)

○法人事業税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償還税率) (特償率) (事業税率) (黒字率※1) (農林水産関連業種割合※2)

$$\text{特別償却減税見込額} = 2,129,191 \text{百万円} \times 3/4 \times 30\% \times 9.6\% \times 22.5\% \times 15.5\% = 1,604 \text{百万円} \text{①}$$

○法人住民税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償還税率) (特償率) (法人税率) (黒字率) (農林水産関連業種割合) (住民税率)

$$\text{ア 特別償却減税見込額} = 2,129,191 \text{百万円} \times 3/4 \times 30\% \times 30\% \times 22.5\% \times 15.5\% \times 17.3\% \\ = 867 \text{百万円} \text{②}$$

(投資促進税制対象設備取得額) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)

$$\text{イ 税額控除減税見込額} = (2,129,191 \text{百万円} \times 1/4 + 232,416 \text{百万円}) \times 7\% \times 22.5\% \\ \times 15.5\% \times 17.3\% = 323 \text{百万円} \text{③}$$

○減税見込額

$$\text{① } 1,604 \text{百万円} + \text{② } 867 \text{百万円} + \text{③ } 323 \text{百万円} = 2,794 \text{百万円}$$

※1 黒字率：税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業（1億円以下）から算出

※2 業種割合：「工業統計表」から算出

2. 平成26年度要求拡充部分の積算

$$\text{拡充部分についての減収額試算} = 8,428 \text{百万円} \times 15.5\% = 1,306 \text{百万円} \text{④} \\ (\text{中小企業全体の減収額}) (\text{農林水産関連業種割合})$$

3. 減税見込額等の積算(平成26年度～平成27年度)

$$2,794 \text{百万円} \text{①} + 1,306 \text{百万円} \text{④} = 4,100 \text{百万円}$$

4. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(国税)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	4,529		
22年度	4,815		
23年度	4,815		
24年度	4,815		
25年度	4,815		
26年度	7,027		
27年度	7,027		
28年度			

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(地方税)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	1,842		
22年度	1,956		
23年度	1,956		
24年度	1,956		
25年度	1,956		
26年度	2,870		
27年度	2,870		
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	□新設	■拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	■達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり		□予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり		□説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり		□説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値を維持すること）の実現状況について、「平成21年度85,766円」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来的見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（青色申告所得納税者（農業所得者）1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値を維持すること）の実現状況の将来予測について、「農業機械取得額が平成26年度及び27年度94,792円となる見込みである。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充(農業者関係) (国税26、地方税14)(所得税:外、法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義、地方法人特別税:外)
2 要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の拡充及び2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上） ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上） ・一定のソフトウェア（1つの取得価額が70万円以上） <p>等</p> <p>(3) 特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。</p> <p>【拡充】</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <p>(1) 即時償却</p> <p>(2) 税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ</p> <p>(3) 特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長</p> <p>する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。</p> <p>（一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。）</p> <p>①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの</p> <p>②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上</p> <p>ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上</p> <p>③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</p>
3 担当部局	生産局農産部技術普及課
4 評価実施時期	平成25年4月～8月
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策(平成10年4月)」に伴う措置として創設。 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車:車両重量8t以上→3.5t以上〕

平成12年度	1年間の延長
	〔平成13年5月までの適用期限の延長〕
平成13年度	10ヶ月の延長
	〔平成14年3月までの適用期限の延長〕
平成14年度	2年間の延長
	〔対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ〕 取得:230万円以上→160万円以上 リース:300万円以上→210万円以上
平成16年度	2年間の延長
	〔対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ〕 取得:100万円以上→120万円以上 リース:140万円以上→160万円以上
平成18年度	2年間の延長
	〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕
平成20年度	2年間の延長
平成22年度	2年間の延長
平成24年度	2年間の延長
	〔対象設備(器具・備品)に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕
6 適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
7 必要性等	① 政策目的及びその根拠
	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により経営体质を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体质強化を図ることが必要不可欠。
	このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) 食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。
	日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定) 「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進する」

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 25 年度における青色申告所得納税者(農業所得者)1人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値:86,463 円(平成 22 年度実績)を基準値とし、これを維持すること。 なお、前回(平成 24 年度税制改正)の目標は、「平成 25 年度における青色申告所得納税者(農業所得者)1人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値:86,463 円を維持すること」であり、この目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本税制措置を実施する必要がある。 (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。) ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 (160 万円以上の農業機械出荷額 141,039 百万円 × 青色申告により所得税を納税している農業所得者率 0.0459) ÷ H19 青色申告所得納税者数(農業所得者) 74,901 人 = 86,463 円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 青色申告所得納税者(農業所得者)1人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額を測定指標とした。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。</p>																
8 有効性等	① 適用数等	<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,109</td> <td>3,213</td> <td>3,141</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。地方税法に基づき把握される情報についても、事業者全体会が適用実態調査の対象となっており、評価対象の範囲が異なることから、国税と同様に評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。また、ITを活用した投資について抽出することも困難であった。</p> <p>なお、税額の税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。 ※算定根拠は別添1参照</p> <p>本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年 3,000 件を超える適用があり、僅少でもない。 想定適用数 2,670 件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p>		H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	適用件数	3,109	3,213	3,141	3,322	3,322	3,322	3,322
	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)											
適用件数	3,109	3,213	3,141	3,322	3,322	3,322	3,322											

	② 減収額	(単位:百万円)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>国税</td> <td>450</td> <td>453</td> <td>453</td> <td>497</td> <td>497</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>		H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	減収額	国税	450	453	453	497	497	497		地方税	78	78	78	86	86	86
	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)																			
減収額	国税	450	453	453	497	497	497																			
	地方税	78	78	78	86	86	86																			
		租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。地方税法に基づき把握される情報についても、事業者全体会が適用実態調査の対象となっており、評価対象の範囲が異なることから、国税と同様に評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。また、ITを活用した投資について抽出することも困難であった。																								
		なお、税額の税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。 ※算定根拠は別添1参照																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度) 農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>下表のとおり、160 万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は安定的に推移しており、本条例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。なお、前回(平成 24 年度税制改正)の目標は、「平成 25 年度における青色申告所得納税者(農業所得者)1人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値:86,463 円を維持すること」であり、この目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本税制措置を実施する必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (実績)</th> <th>H24年度 (実績)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> <th>H27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青色申告所得納税者(農業所得者) 1人当たりの160万円以上の農業機械取得額</td> <td>85,766</td> <td>86,463</td> <td>86,347</td> <td>94,792</td> <td>94,792</td> <td>94,792</td> <td>94,792</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。</p>	年 度	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	青色申告所得納税者(農業所得者) 1人当たりの160万円以上の農業機械取得額	85,766	86,463	86,347	94,792	94,792	94,792	94,792								
年 度	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)																			
青色申告所得納税者(農業所得者) 1人当たりの160万円以上の農業機械取得額	85,766	86,463	86,347	94,792	94,792	94,792	94,792																			

		<p>『税収減を是認するような効果の有無』(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約2,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H23年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。なお、「租特効果の寄与分」に関する特段のデータを持ち合わせていないため、中小企業庁におけるアンケート結果等、現時点で把握しているデータを基に経済波及効果を試算した。</p> <p>〔経済効果の算出方法〕</p> <p>154,626百万円(160万円以上の国内向け農業機械出荷額) × 4.59% (全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合)=7,100百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の3,550百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="7">(単位:百万円)</th></tr> <tr> <th></th><th>H21年度 (実績)</th><th>H22年度 (実績)</th><th>H23年度 (実績)</th><th>H24年度 (実績)</th><th>H25年度 (見込み)</th><th>H26年度 (見込み)</th><th>H27年度 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>528</td><td>531</td><td>531</td><td>583</td><td>583</td><td>583</td><td>583</td></tr> <tr> <td>投資額</td><td>3,212</td><td>3,238</td><td>3,234</td><td>3,550</td><td>3,550</td><td>3,550</td><td>3,550</td></tr> <tr> <td>経済波及効果</td><td>8,472</td><td>8,541</td><td>8,529</td><td>9,364</td><td>9,364</td><td>9,364</td><td>9,364</td></tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用。 ※消費転換係数0.73で算出。 ※経済波及効果は2次効果まで算定。 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>		(単位:百万円)								H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	減収額	528	531	531	583	583	583	583	投資額	3,212	3,238	3,234	3,550	3,550	3,550	3,550	経済波及効果	8,472	8,541	8,529	9,364	9,364	9,364	9,364
	(単位:百万円)																																									
	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)																																			
減収額	528	531	531	583	583	583	583																																			
投資額	3,212	3,238	3,234	3,550	3,550	3,550	3,550																																			
経済波及効果	8,472	8,541	8,529	9,364	9,364	9,364	9,364																																			
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るために、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p> <p>関連する措置として、 ・農畜産業機械等リース支援事業 ・経営育成支援事業 等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金</p>																																								

		との役割分担	等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。 機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一緒に講じることにより、政策効果の拡大を図る。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。	
10	有識者の見解	中小企業育成のため、本制度による支援は是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度税制改正要望時	

○減税見込額積算資料(国税・地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 154,626 百万円 (平成24年度)

【算出例】トラクターの場合

$$35,945 \text{ 台} (\text{国内向け出荷台数}) / 131,838 \text{ 台} (\text{20馬力以上のトラクターの出荷台数}) \\ \times 218,194 \text{ 百万円} (\text{20馬力以上のトラクターの出荷額}) = 59,490 \text{ 百万円}$$

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械 (160万円以上) の合計額

$$59,490 \text{ 百万円} (\text{トラクター}) + 16,039 \text{ 百万円} (\text{田植機}) + 75,527 \text{ 百万円} (\text{コンバイン}) \\ + 3,570 \text{ 百万円} (\text{スピードスプレヤー}) = 154,626 \text{ 百万円}$$

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。
また、当税制の対象である 160 万円以上と想定される主要農業機械をトラクター (20 馬力以上)、田植機 (5 条以上)、コンバイン及びスピードスプレヤーとした。

(2) 減税見込額 (平成24年度実績推計) ・・・所得控除から試算

【国税】

$$154,626 \text{ 百万円} (\text{減税対象機械設備取得価額}) \times 0.0459 (\text{青色申告により所得税を納税している農業所得者率}) \times 7\% (\text{税額控除率}) = 497 \text{ 百万円}$$

【地方税】

$$154,626 \text{ 百万円} (\text{減税対象機械設備取得価額}) \times 0.0459 (\text{青色申告により所得税を納税している農業所得者率}) \times 7\% (\text{税額控除率}) \times 17.3\% (\text{法人住民税率}) = 86 \text{ 百万円}$$

$$\text{H19 青色申告所得納税者数 (農業所得者)} / \text{販売農家数} \\ 74,901 \text{ 人} / 1,631,206 \text{ 人} = 0.0459$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005 及び 2010 農林業センサス」

2. 通用実績及び適用見込み

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象数	70,495	70,003	68,431	72,364	72,364	72,364	72,364
適用件数	3,109	3,213	3,141	3,322	3,322	3,322	3,322
減税	国税	450	453	453	497	497	497
見込額	地方税	78	78	78	86	86	86

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象数) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成25年度以降については、平成24年度の推計値と同数とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,404)	商業 (521)	運輸 (33)
20年度	農業用機械 (2,462)	商業 (534)	運輸 (34)
21年度	農業用機械 (2,610)	商業 (566)	運輸 (36)
22年度	農業用機械 (2,631)	商業 (571)	運輸 (36)
23年度	農業用機械 (2,627)	商業 (570)	運輸 (36)
24年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
25年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
26年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
27年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)
28年度	農業用機械 (2,885)	商業 (626)	運輸 (40)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	□新設	■拡充	■延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		※
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④⑦ 適用数等及び減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明及び8②「減収額」欄への補足説明）

地方税に基づく適用実態調査は、事業者全体が適用実態調査の対象となっており、森林組合等林業者のみを特定することは困難であることから、同調査の情報を活用することができない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		中小企業投資促進税制の拡充(森林組合等関係)(国税 27 及び地方税 15)(所得税:外、法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義、地方法人特別税:外)
2	要望の内容		<p>本制度の適用期限の拡充及び2年延長 〔現行制度〕</p> <p>(1)対象者 青色申告書を提出する森林組合等</p> <p>(2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア</p> <p>(3)特例措置 機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用</p> <p>(4)取得価格 機械・装置は1設備 160万円以上 器具・備品は1設備 120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70万円以上</p> <p>〔拡充〕</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、次の措置を講じる。</p> <p>(1)即時償却 (2)税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ (3)特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長</p> <p>(一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。) ① 一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ② ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③ 取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</p>
3	担当部局		林野庁林政部経営課
4	評価実施時期		平成25年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年 適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間		平成26年4月～平成28年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤の強化、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

		<p>① 政策目的の根拠</p> <p>○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展)</p> <p>第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は經營を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画(平成 23 年 7 月閣議決定)</p> <p>第 2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>3 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>平成 27 年、平成 32 年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第 1 に掲げた目標を踏まえ、第 3 に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第 2 表及び第 3 表のとおりとする。</p> <p>なお、総需要量に占める国産材利用量の割合は、平成 32 年には 50%になると見込まれる。</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進する」</p>																																												
② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>13 林業の持続的かつ健全な発展</p>		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。このため、本措置を活用し、素材生産の労働生産性を平成 32 年度までに主伐 11~13m³/人日以上、間伐 8~10m³/人日以上に増加させることを目標とする。</p> <p>なお、本措置の延長期間を超えた目標を設定している理由は、次の理由によるものである。</p> <p>① 森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画の「林産物の供給及び利用に関する目標」において、平成 32 年までに木材供給量を 3,900 万 m³ に増加させるという目標が設定されており、素材生産の労働生産性を目標値までに向上させることができること。</p> <p>② 森林・林業・木材産業分野の政策に広く国民の声を反映させ、国民の合意に基づいた政策の推進に資するため、外部有識者で構成される「林政審議会」において、「効率的かつ安定的な林業経営の主体が達成すべき目標」(参考 1「④林業構造の展望について」(平成 23 年 3 月 29 日林政審議会資料))として、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指すことにより、平成 32 年までに次の生産性を目指すこと。</p> <p>〔所期の目標: 主・間伐別の素材生産の労働生産性〕</p> <p>(m³/人日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 伐</td> <td>5.00</td> <td>5.55</td> <td>6.09</td> <td>6.64</td> <td>7.18</td> <td>7.73</td> <td>8.27</td> <td>8.82</td> </tr> <tr> <td>間 伐</td> <td>3.33</td> <td>3.75</td> <td>4.18</td> <td>4.60</td> <td>5.03</td> <td>5.45</td> <td>5.88</td> <td>6.30</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 伐</td> <td>9.36</td> <td>9.91</td> <td>10.45</td> <td>11.00</td> </tr> <tr> <td>間 伐</td> <td>6.73</td> <td>7.15</td> <td>7.58</td> <td>8.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、これと同様、素材生産に関わる作業者 1 人の 1 日あたりに生産する素材の量、すなわち、「素材生産の労働生産性」を測定指標とし、平成 32 年度までに次のとおりの生産性を目指すこととする。</p> <p>主 伐 11~13m³/人日以上</p>	年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	主 伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82	間 伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30	年 度	H29	H30	H31	H32	主 伐	9.36	9.91	10.45	11.00	間 伐	6.73	7.15	7.58	8.00
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																						
主 伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82																																						
間 伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30																																						
年 度	H29	H30	H31	H32																																										
主 伐	9.36	9.91	10.45	11.00																																										
間 伐	6.73	7.15	7.58	8.00																																										

		間伐 8~10m ³ /人日以上
		<p>先に述べたように、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化するためには、林業機械等の導入だけでなく、施業集約化、路網整備等が一体的に推進されることが望ましい。</p> <p>このため、本措置の直接的な効果を把握するためには、他の一体的に推進される施策や本措置の活用に関わらず林業機械を購入する意思等を排除する必要があることから、林業機械等を導入した森林組合等に対して「本措置が林業機械等の導入の動機付けとなったか否か」についてのアンケート調査(別添1)を行うこととした。</p> <p>なお、別添1のとおり、平成20年度～平成24年度に林業機械等を導入した118組合を対象とした「本措置が林業機械等の導入の動機付けとなったか否か」についてのアンケート調査結果によれば、当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合は、9.5%(寄与度)であることが分かった。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>森林組合等が新たに林業機械等を導入することにより、素材生産の労働生産性の向上が図られることは、参考2「林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例」のとおりである。したがって、本措置により新たな林業機械等の導入が誘導され、森林組合等が低コストかつ効率的な素材生産が可能となれば、素材を生産する能力が向上し、素材生産量が増加するとともに、その収益が増し、そのことが、森林組合等の経営基盤の強化につながることが期待できる。</p> <p>さらに、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っている。このため、森林組合等の経営基盤が強化されることにより、適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化がつながり、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p>
8	① 有効性等	適用数等
		適用人数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困難である。また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する租税特別措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。

(件数)								
年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用 法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
※ 平成25年度推定については、直近3カ年(平成22～24年度)実績の平均値を推計値として記載している。								
※ 平成26～28年度推定値については、平成25年度推計値と同じ値を記載している。								
※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する租税特別措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)								
※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。								
※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。								
全国の森林組合等が適用対象であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。								
また、森林組合等が、林業機械等の導入を検討する理由は、素材生産の生産性の向上を図る上で有効な手段となるためであるが、林業機械等は高額なものが多く、その導入にあたり、森林組合等は、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率、長・中期的な事業計画、経営状態等を総合的に考慮した慎重な検討が必要である。このため、適用対象者は、全国の青色申告している森林組合約700組合のうち約1割も本制度を活用していることや、前回要望時に所期の適用数として想定していた57件程度(平成20～22年度の3年平均)と同程度となっていることから、対象者数に対する適用数は僅少ではない。								
[参考:林業機械等の金額]								
フォワーダ(1,500万円前後)								
ハーベスター(2,000～3,000万円)								
プロセッサ(1,500～2,500万円)								
スイングヤーダ(1,500万円前後)								
グラップル及びベースマシーン(1,500～2,000万円前後)								
ホイルローダー(1,100～2,000万円前後)								
タワーヤーダ(1,500～2,000万円)								
グレーダー(2,500万円前後)								
森林GIS一式(200～300万円前後)								
出典:メーカー聞き取り調査結果								
	② 減収額	減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者を特定することが困						

		<p>難である。また、林業者全体の適用者数を把握することも困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">〔国税〕 (百万円)</th></tr> <tr> <th>年 度</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25 (推計)</th><th>H26 (推計)</th><th>H27 (推計)</th><th>H28 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減 税 見込額</td><td>102</td><td>101</td><td>51</td><td>103</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 25 年度推計については、直近3カ年(平成 22~24 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 26~28 年度推定値については、平成 25 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推定を行った。 ※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">〔地方税〕 (百万円)</th></tr> <tr> <th>年 度</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25 (推計)</th><th>H26 (推計)</th><th>H27 (推計)</th><th>H28 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減 税 見込額</td><td>25</td><td>29</td><td>16</td><td>36</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠は別添3参照。 ※ 平成 25 年度推定については、直近3カ年(平成 22~24 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 26~28 年度推計値については、平成 25 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推定を行った。 ※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。</p>	〔国税〕 (百万円)									年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	減 税 見込額	102	101	51	103	84	84	84	84	〔地方税〕 (百万円)									年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	減 税 見込額	25	29	16	36	26	26	26	26		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21~28 年度)</p> <p>林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で6m³/人日程度、間伐で4m³/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めしていくことで、最終目標に近づけていくことが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21~28 年度)</p> <p>下表のとおり、素材生産の労働生産性の実績は上昇傾向で推移している一方、各年の目標に対する達成度合については、主伐は7~8割程度、間伐は8~9割程度と高水準で推移しているものの、目標には達していない。</p> <p>このことは、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、単に営利性や効率性を求めていないことが、多様な要因の一つと考えられる。</p> <p>しかしながら、全体の推移としては、下表のとおり、素材生産の労働生産性は、増加傾向にあり、かつ、達成度合も9割程度を維持していることから、これまでどおり、当該租税特別措置等を活用し、今後も着実に林業機械等の導入が図ることで、労働生産性の向上等に寄与し、森林・林業基本計画に掲げる平成 32 年の目標達成時期には、最終目標の達成が期待される。</p> <p>〔所期の目標:主・間伐別の素材生産の労働生産性〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>H21 (実績)</th><th>H22 (目標)</th><th>H23 (目標)</th><th>H24 (目標)</th><th>H25 (目標)</th><th>H26 (目標)</th><th>H27 (目標)</th><th>H28 (目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 伐</td><td>5.00</td><td>5.55</td><td>6.09</td><td>6.64</td><td>7.18</td><td>7.73</td><td>8.27</td><td>8.82</td></tr> <tr> <td>間 伐</td><td>3.33</td><td>3.75</td><td>4.18</td><td>4.60</td><td>5.03</td><td>5.45</td><td>5.88</td><td>6.30</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>H29 (目標)</th><th>H30 (目標)</th><th>H31 (目標)</th><th>H32 (目標)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 伐</td><td>9.36</td><td>9.91</td><td>10.45</td><td>11.00</td></tr> <tr> <td>間 伐</td><td>6.73</td><td>7.15</td><td>7.58</td><td>8.00</td></tr> </tbody> </table> <p>〔過去の実績及び将来推計〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>H21 (実績)</th><th>H22 (実績)</th><th>H23 (実績)</th><th>H24 (推定)</th><th>H25 (推定)</th><th>H26 (推定)</th><th>H27 (推定)</th><th>H28 (推定)</th></tr> </thead> </table>	年 度	H21 (実績)	H22 (目標)	H23 (目標)	H24 (目標)	H25 (目標)	H26 (目標)	H27 (目標)	H28 (目標)	主 伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82	間 伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30	年 度	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)	主 伐	9.36	9.91	10.45	11.00	間 伐	6.73	7.15	7.58	8.00	年 度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推定)	H25 (推定)	H26 (推定)	H27 (推定)	H28 (推定)	
〔国税〕 (百万円)																																																																																																														
年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																																																																																																						
減 税 見込額	102	101	51	103	84	84	84	84																																																																																																						
〔地方税〕 (百万円)																																																																																																														
年 度	H21	H22	H23	H24	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																																																																																																						
減 税 見込額	25	29	16	36	26	26	26	26																																																																																																						
年 度	H21 (実績)	H22 (目標)	H23 (目標)	H24 (目標)	H25 (目標)	H26 (目標)	H27 (目標)	H28 (目標)																																																																																																						
主 伐	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	7.73	8.27	8.82																																																																																																						
間 伐	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03	5.45	5.88	6.30																																																																																																						
年 度	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)																																																																																																										
主 伐	9.36	9.91	10.45	11.00																																																																																																										
間 伐	6.73	7.15	7.58	8.00																																																																																																										
年 度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推定)	H25 (推定)	H26 (推定)	H27 (推定)	H28 (推定)																																																																																																						

		<table border="1"> <tr><td>主伐</td><td>5.00</td><td>4.55</td><td>5.56</td><td>6.16</td><td>6.77</td><td>7.37</td><td>7.98</td><td>8.58</td></tr> <tr><td></td><td>(82%)</td><td>(91%)</td><td>(93%)</td><td>(94%)</td><td>(95%)</td><td>(96%)</td><td>(97%)</td><td></td></tr> <tr><td>間伐</td><td>3.33</td><td>3.33</td><td>3.57</td><td>4.06</td><td>4.55</td><td>5.05</td><td>5.54</td><td>6.03</td></tr> <tr><td></td><td>(89%)</td><td>(85%)</td><td>(88%)</td><td>(91%)</td><td>(93%)</td><td>(94%)</td><td>(96%)</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>年 度</th><th>H29 (推定)</th><th>H30 (推定)</th><th>H31 (推定)</th><th>H32 (推定)</th></tr> <tr><td>主 伐</td><td>9.19 (98%)</td><td>9.79 (99%)</td><td>10.40 (99%)</td><td>11.00 (100%)</td></tr> <tr><td>間 伐</td><td>6.52 (97%)</td><td>7.02 (98%)</td><td>7.51 (99%)</td><td>8.00 (100%)</td></tr> </table> <p>※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21~28 年度)</p> <p>低成本かつ効率的な素材生産を実現するためには、林業機械の導入が不可欠であるが、長期的な木材価格の低迷により、森林組合等における設備投資意欲は大きく減退している。</p> <p>したがって、本措置が延長されなかった場合には、森林組合等における林業機械の導入が抑制されることとなり、労働生産性が改善せず、経営基盤の強化も期待できなくなる。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度~平成 28 年度)</p> <p>本措置により、素材生産の低コスト化、効率性の向上が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。 ② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。 ③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。 <p>これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額(5年分)」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。</p> <p>なお、所得税については、個人の林業者について把握るのは困難なため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>[国税及び地方税の収税減を是認効果]</p>	主伐	5.00	4.55	5.56	6.16	6.77	7.37	7.98	8.58		(82%)	(91%)	(93%)	(94%)	(95%)	(96%)	(97%)		間伐	3.33	3.33	3.57	4.06	4.55	5.05	5.54	6.03		(89%)	(85%)	(88%)	(91%)	(93%)	(94%)	(96%)		年 度	H29 (推定)	H30 (推定)	H31 (推定)	H32 (推定)	主 伐	9.19 (98%)	9.79 (99%)	10.40 (99%)	11.00 (100%)	間 伐	6.52 (97%)	7.02 (98%)	7.51 (99%)	8.00 (100%)
主伐	5.00	4.55	5.56	6.16	6.77	7.37	7.98	8.58																																													
	(82%)	(91%)	(93%)	(94%)	(95%)	(96%)	(97%)																																														
間伐	3.33	3.33	3.57	4.06	4.55	5.05	5.54	6.03																																													
	(89%)	(85%)	(88%)	(91%)	(93%)	(94%)	(96%)																																														
年 度	H29 (推定)	H30 (推定)	H31 (推定)	H32 (推定)																																																	
主 伐	9.19 (98%)	9.79 (99%)	10.40 (99%)	11.00 (100%)																																																	
間 伐	6.52 (97%)	7.02 (98%)	7.51 (99%)	8.00 (100%)																																																	

年度区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	国税	102	101	51	103	84	84	84
	地方税	25	29	16	36	26	26	26
	計	127	130	67	139	110	110	110
増収が期待できる税額	国税	255	170	165	180	160	160	160
	地方税	44	29	29	29	25	25	25
	計	299	199	194	209	185	185	185

※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。

※ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。

[① 国税分] (法人、百万円)

年度区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	102	101	51	103	84	84	84	84
期待できる生産額(増加分)	2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609
寄与度(%)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
増収が期待できる法人税額(5年分)	255	170	165	180	160	160	160	160

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度(%)」については、先に述べた平成 20 年度~平成 24 年度に林業機械等を導入した 118 組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

なお、単年度分の寄与度については、アンケート結果に 1/5 を乗じた割合としている。

※ 「増収が期待できる法人税額(5 年分)」=「期待できる生産額(増加分)」×「寄与度(%)」×「法人税率(平成 23 年度までは 22%、平成 24 年度以降は 19%+10% 上乗せ分)」×5 年(「林業用設備」の耐用年数は 5 年(国税庁))

		<p>※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。</p> <p>[② 地方税分] (法人、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>H21 (実績)</th><th>H22 (実績)</th><th>H23 (実績)</th><th>H24 (実績)</th><th>H25 (推計)</th><th>H26 (推計)</th><th>H27 (推計)</th><th>H28 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td><td>79</td><td>52</td><td>56</td><td>64</td><td>57</td><td>57</td><td>57</td><td>57</td></tr> <tr> <td>減税見込額</td><td>25</td><td>29</td><td>16</td><td>36</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr> <td>期待できる生産額(増加分)</td><td>2,441</td><td>1,647</td><td>1,580</td><td>1,807</td><td>1,609</td><td>1,609</td><td>1,609</td><td>1,609</td></tr> <tr> <td>寄与度(%)</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td><td>9.5%</td></tr> <tr> <td>增收が期待できる地方住民税額(5年分)</td><td>44</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。</p> <p>※ 「寄与度(%)」については、先に述べた平成 20 年度～平成 24 年度に林業機械等を導入した 118 組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。</p> <p>なお、単年度分の寄与度については、アンケート結果に 1/5 を乗じた割合としている。</p> <p>※ 「增收が期待できる法人税額(5年分)」＝「期待できる生産額(増加分)」×「寄与度(%)」×「法人税率(平成 23 年度までは 22%、平成 24 年度以降は 19%)」×5 年(「林業用設備」の耐用年数は 5 年(国税庁))×法人住民税率(17.3%)</p>	年度区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57	減税見込額	25	29	16	36	26	26	26	26	期待できる生産額(増加分)	2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609	寄与度(%)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	增收が期待できる地方住民税額(5年分)	44	29	29	29	25	25	25	25
年度区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																																																
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57																																																
減税見込額	25	29	16	36	26	26	26	26																																																
期待できる生産額(増加分)	2,441	1,647	1,580	1,807	1,609	1,609	1,609	1,609																																																
寄与度(%)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%																																																
增收が期待できる地方住民税額(5年分)	44	29	29	29	25	25	25	25																																																
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。</p> <p>また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p>																																																						
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業再生基盤づくり交付金等の補助、林業・木材産業改善資金等の制度金融がある。</p> <p>しかしながら、林業機械等は、先に述べたとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なグラップル等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができている。</p>																																																						

		③ 地方公共団体が協力する相当性	林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。
10	有識者の見解		中小企業育成のため、本制度による支援は是認できる。 (平成 25 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年度税制改正要望時

中小企業投資促進税制に関するアンケート結果

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間に中小投資促進税制を利用した組合について集計。
5 年間の割合であるため、単年度については 1/5 を乗じた値とする。

1. この税制が、上記の林業機械等導入の動機付けとなったか。

きっかけとなった	56組合	47%
無関係	62組合	53%
計	118組合	100%

2. 導入目的

高性能林業機械を導入するため	103組合	72%
GIS を導入するため	12組合	8%
普通貨物自動車等の導入のため	11組合	7%
その他	18組合	13%
計	144組合	100%

3. 今後も、この税制を活用したいか。

活用したい	171組合	81%
活用したくない(するつもりはない)	39組合	19%
計	211組合	100%

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算 (1)特別償却額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円)※1	90	117	237	176
	調査回収率(%)※2	78%	90%	84%	
②森林組合連合会	特別償却額(実数)(百万円)	120	13	112	86
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(ア)262

[算出過程: ①及び②の3年平均値を合計]

$$\begin{aligned} \text{① 森林組合} & (90\text{百万円}/78\% + 117\text{百万円}/90\% + 237\text{百万円}/84\%)/3 = 176\text{百万円} \\ \text{② 森林組合連合会} & (120\text{百万円}/96\% + 13\text{百万円}/100\% + 112\text{百万円}/93\%)/3 = 86\text{百万円} \\ \text{③ 計(①+②)} & (176\text{百万円} + 86\text{百万円}) = 262\text{百万円} \end{aligned}$$

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

(2)税額控除額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円)※1	36	11	13	25
	調査回収率(%)	78%	90%	84%	
②森林組合連合会	税額控除額(実数)(百万円)	2	8	3	4
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(イ)29

[算出過程: ①及び②の3年平均値を合計]

$$\begin{aligned} \text{① 森林組合} & (36\text{百万円}/78\% + 11\text{百万円}/90\% + 13\text{百万円}/84\%)/3 = 25\text{百万円} \\ \text{② 森林組合連合会} & (2\text{百万円}/96\% + 8\text{百万円}/100\% + 3\text{百万円}/93\%)/3 = 4\text{百万円} \\ \text{③ 計(①+②)} & (25\text{百万円} + 4\text{百万円}) = 29\text{百万円} \end{aligned}$$

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

(3)減税額試算

$$\begin{aligned} \text{① 特別償却額総額} & (\text{ア}262\text{百万円}) \\ \text{② 特別償却減税額} & (\text{ア}262\text{百万円} \times 20.9\% \text{(法人税額: } 19\% + 10\% \text{上乗せ)}) = 55\text{百万円} \cdots (\text{ア}) \\ \text{③ 減税見込額} & (\text{ア} + \text{イ}) \\ & = 84\text{百万円} \end{aligned}$$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (推計)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)
対象者数	738	725	718	706	691	686	686	686
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税見込額	45	48	20	18	29	29	29	29
特別償却	57	53	32	84	55	55	55	55
合計	102	101	51	103	84	84	84	84

※1) 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2) 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3) 平成 25 年度以降の実績については、現在調査中のため、推計としている。各区とも、上記 1 等に基づき 3 年平均(22~24 年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特別償却額(実数)(百万円) ^{※1}	90	117	237	176
	調査回収率(%) ^{※2}	78%	90%	84%	
② 森林組合連合会	特別償却額(実数)(百万円)	120	13	112	86
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(ア)262

〔算出過程: ①及び②の3年平均値を合計〕

$$\begin{aligned} \text{① 森林組合} & (90\text{百万円}/78\% + 117\text{百万円}/90\% + 237\text{百万円}/84\%)/3 = 176\text{百万円} \\ \text{② 森林組合連合会} & (120\text{百万円}/96\% + 13\text{百万円}/100\% + 112\text{百万円}/93\%)/3 = 86\text{百万円} \\ \text{③ 計(①+②)} & (176\text{百万円} + 86\text{百万円}) = 262\text{百万円} \end{aligned}$$

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

(2) 税額控除額

		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	税額控除額(実数)(百万円) ^{※1}	36	11	13	25
	調査回収率(%)	78%	90%	84%	
② 森林組合連合会	税額控除額(実数)(百万円)	2	8	3	4
	調査回収率(%)	96%	100%	93%	
計(①+②)					(イ)29

〔算出過程: ①及び②の3年平均値を合計〕

$$\begin{aligned} \text{① 森林組合} & (36\text{百万円}/78\% + 11\text{百万円}/90\% + 13\text{百万円}/84\%)/3 = 25\text{百万円} \\ \text{② 森林組合連合会} & (2\text{百万円}/96\% + 8\text{百万円}/100\% + 3\text{百万円}/93\%)/3 = 4\text{百万円} \\ \text{③ 計(①+②)} & (25\text{百万円} + 4\text{百万円}) = 29\text{百万円} \end{aligned}$$

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

(3) 減税額試算

$$\begin{aligned} \text{① 特別償却額入増額} & (\text{ア})262\text{百万円} \\ \text{② 特別償却減税額} & (\text{ア})262\text{百万円} \times 19\%(\text{法人税額: } 19\%) = 50\text{百万円} \cdots (\text{ア})' \\ \text{③ 減税見込額} & (\text{ア})' + (\text{イ}) \\ & = 79\text{百万円} \end{aligned}$$

(4) 地方税減税額試算

$$\begin{aligned} \text{① 地方住民税額} & (\text{ウ})79\text{百万円} \times 17.3\% & = 13.6\text{百万円} \\ \text{② 特別償却減税額} & (\text{エ})262\text{百万円} \times 2.7\% & = 7.1\text{百万円} \\ \text{③ 地方法人特別税} & (\text{オ})262\text{百万円} \times 2.7\% \times 81\% & = 5.7\text{百万円} \\ \text{④ 減税見込額} & (\text{ウ}) + (\text{エ}) + (\text{オ}) & = 26\text{百万円} \end{aligned}$$

2. 适用実績及び適用見込み

(単位: 百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (推計)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)
対象者数	738	725	718	706	691	686	686	686
適用法人数	79	52	56	64	57	57	57	57
減税国見込税額								
特別償却	45	48	20	18	29	29	29	29
合計	57	53	32	84	55	55	55	55
減地税見方込額税								
法人住民税	102	101	51	103	84	84	84	84
法人事業税								
地方法人特別税	17	17	9	16	14	14	14	14
合計	4	7	4	11	7	7	7	7
地方法人特別税								
合計	4	5	3	9	6	6	6	6

※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 対象法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 平成25年度以降の実績については、現在調査中のため、推計としている。各区分とも、上記1等に基づき3年平均(22~24年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

効率的かつ安定的な林業経営の主体が達成すべき目標

(1) 持続的な林業経営の主体

- ① 自ら又は共同等で森林經營計画(仮称)を作成する、森林所有者
- ② 森林所有者に代わって森林經營計画(仮称)を作成する、森林組合、民間事業体

10年後(平成32年)に達成すべき目標

森林經營計画(仮称)に基づく適切な林業経営

持続的な林業経営の主体が、民有林のほぼ全てをカバーして森林經營計画(仮称)を作成し、当該計画に基づき、適切な施業を執行管理している状態を目指す。

林業經營の体質強化

森林組合や民間事業体においては、經營責任を伴う受託への転換を目指し、施業集約化を推進し、個々の施業受託から長期施業受託に早急に移行するなどの取組を開始することが重要

(2) 効率的な施業実行の主体

- 効率的かつ低コストの施業を実施し得る、① 労働力・林業機械を有する森林所有者 及び
② 林業事業体(森林組合、民間事業体)

10年後(平成32年)に達成すべき目標

素材生産

施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。

○ 数値目標：間伐 8~10m³/人日以上
主伐 11~13m³/人日以上

具体的には、素材生産全体の平均が、数値目標を達成することを目指す。

造林・保育

機械地拵え、コンテナ苗の活用、下刈方法の簡素化等により、効率的かつ低コストの造林・保育の達成を目指す。

○ 数値目標：従来よりも2割以上のコスト縮減

具体的には、造林・保育全体の平均が、数値目標を達成することを目指す。

目標を達成した場合の林業経営の具体像（10年後）

(1) 施業地レベルの収支改善モデル（1ha当たりの比較）

間伐(現状)		間伐(10年後)	
【素材生産量 等】		【素材生産量 等】	
素材生産量	55 m ³ /ha	素材生産量	55 m ³ /ha
森林作業道開設	130 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性 等】		【労働生産性 等】	
生産性	3.3 m ³ /人日	生産性	10.1 m ³ /人日
作業員の人員費	16 千円/人日	作業員の人員費	21 千円/人日
【間伐収支】		【間伐収支】	
収支	45 千円/ha	収支	73 千円/ha
補助金なしの場合	▲336 千円/ha	(補助金なし)	

間伐(現状)		間伐(10年後)	
【素材生産量 等】		【素材生産量 等】	
素材生産量	55 m ³ /ha	素材生産量	55 m ³ /ha
森林作業道開設	0 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性 等】		【労働生産性 等】	
生産性	10.1 m ³ /人日	生産性	13.1 m ³ /人日
作業員の人員費	21 千円/人日	作業員の人員費	21 千円/人日
【間伐収支】		【間伐収支】	
収支	73 千円/ha	(補助金なし)	

主伐・再造林・保育(現状)	
【素材生産量 等】 (主伐)	
素材生産量	350 m ³ /ha
森林作業道開設	130 m/ha
【労働生産性 等】 (主伐)	
生産性	7.5 m ³ /人日
作業員の人員費	16 千円/人日
【主伐収支】	
収支 ①	490 千円/ha
【造林・保育】	
造林・保育作業面積(累計)	8 ha
作業員の人員費	14 千円/人日
経費	1,900 千円/ha
補助金	1,300 千円/ha
収支 ②	▲600 千円/ha
【造林・保育後の収支】	
収支	▲110 千円/ha

主伐・再造林・保育(10年後)	
【素材生産量 等】 (主伐)	
素材生産量	350 m ³ /ha
森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性 等】 (主伐)	
生産性	13.1 m ³ /人日
作業員の人員費	21 千円/人日
【主伐収支】	
収支 ①	1,200 千円/ha
【造林・保育】	
造林・保育作業面積(累計)	8 ha
作業員の人員費	21 千円/人日
経費	1,470 千円/ha
補助金	1,000 千円/ha
収支 ②	▲470 千円/ha
【造林・保育後の収支】	
収支	730 千円/ha

《間伐 現状と10年後の共通事項》

- ・間伐(30~60年生のスギ人工林)
- ・丸太価格: 9,000円/m³
- 注: 国際商品であり、並材中心となった木材の価格が大きく上昇することは期待できない状況。このため、丸太価格は現状水準で試算。

《間伐 効率化のポイント》

- ・施業集約化の推進(事業規模の確保)
- ・路網整備の推進(車両系(緩傾斜地)の目標100~250m/ha(現状20m/ha程度))
- ・高性能林業機械の効率的稼働
- ・10年後は、補助金なしでも間伐可能

《主伐 現状と10年後の共通事項》

- ・主伐(皆伐)(80年生のスギ人工林)
- ・丸太価格: 10,000円/m³

《主伐、再造林・保育 効率化のポイント》

- 間伐と同様の取組のほか、
- ・主伐の伐操作業時に機械地拵え、コンテナ苗の活用等により、地拵え・植栽経費を4割縮減
- ・加えて、下刈の省力化等により、造林・保育経費全体でも2割以上のコスト縮減

《作業システム》(間伐・主伐 共通)

○ 4名1セット	【現状】	【10年後】
チェンソー	2台	→ チェンソー 1台
グラップル	1台	→ グラップル 1台
フォワーダ	1台	→ フォワーダ 1台
		ハーベスター 1台

林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例

〔事例1〕 N組合 林道走行による定性間伐

	労働生産性 (m ³ /人・日)	作業システム
旧	10.3	伐倒 チェーンソー → 木寄せ スイングヤーダ → 枝払い・玉切り プロセッサ → 積込・運搬・巻立 フォワーダ
新	15.0	伐倒・枝払い・玉切り ハーベスタ → 積込・運搬・巻立 フォワーダ

〔事例2〕 M組合 施業集約化の推進、作業道の開設により間伐

	労働生産性 (m ³ /人・日)	作業システム
旧	4～5	伐倒 チェーンソー → 木寄せ グラップル → 造材 チェーンソー → 運材 林内作業車 → 仕分け グラップル
新	7～8	伐倒 ハーベスタ → 木寄せ グラップル → 造材 ハーベスタ → 集搬・仕分け フォワーダ

〔事例3〕 T組合 作業道の開設により定性間伐

	労働生産性 (m ³ /人・日)	作業システム
旧	0.93	伐倒 チェーンソー → 集材 ワインチ等 → 造材 チェーンソー → 運材 トラック
新	5.80	伐倒 チェーンソー → 集材 ワインチ付き グラップル → 造材 プロセッサ → 運材 フォワーダ

(参考) 造材:伐採した木を適当な長さに切って丸太にすること。

木寄せ:造材した丸太を集材するためにまとめること。

集材:木寄せした丸太を土場などに集積すること。

運材:集材した丸太を土場や最終消費地などに運搬すること。

巻立:丸太を土場や貯木場に積み上げること。

出典：林野庁林政部経営課作成

林野庁ホームページ「林業を支える高性能林業機械」より抜粋

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人事業税、法人住民税、地方法人特別税		
区分	□新設	■拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係） (国税 28 及び地方税 16) (所得税、法人税：義) (法人事業税、法人住民税、地方法人特別税：義)
2 要望の内容	<p>本制度の拡充及び適用期限の2年延長</p> <p>〔現行制度〕</p> <p>(1) 対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会</p> <p>(2) 対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア</p> <p>(3) 特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能</p> <p>(4) 取得価格：機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上</p> <p>〔拡充〕</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、 <input type="radio"/> 即時償却 <input type="radio"/> 税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ <input type="radio"/> 特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。</p> <p>(一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <p>① 一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ② ソフトウェア+事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア+機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③ 取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</p>
3 担当部局	水産庁水産経営課
4 評価実施時期	平成25年4月～8月
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年 適用期限ごとに延長。
6 適用又は延長期間	平成26年4月～平成28年3月
7 必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。

		<p>《政策目的の根拠》 漁業経営の安定</p> <p>水産基本計画（平成24年3月閣議決定）の「第2の9 水産関係団体の再編整備等」において、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていくようにするため、漁協の自主的な経営・事業改革を促進する旨規定しており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。</p> <p>日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 漁業経営の安定</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成（政策目的と同趣旨） (平成26年度及び平成27年度の2年間に本特例措置の下で漁協等が取得する機械等の金額：2,458百万円（本特例措置を受けた投資額の割合（平均）：17.7%） 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を受けた投資額</p>																								
		<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th><th>27年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額(A)</td><td>6,168</td><td>3,014</td><td>649</td><td>1,176</td><td>1,613</td><td>1,146</td><td>1,312</td></tr> <tr> <td>全投資額(B)</td><td>19,203</td><td>8,392</td><td>6,319</td><td>7,049</td><td>7,253</td><td>6,874</td><td>7,059</td></tr> </tbody> </table> <p>※税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果があることから、本措置は4割の押上げに寄与(寄与率4割)。</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312	全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																			
本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312																			
全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059																			

		<p>していると見込まれる。 (※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)。</p> <p>※投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。投資額の見込(平成25~27年度)は直近3力年の平均値。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定に寄与する。</p>		<p>業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p> <p>※所得税については、個人の漁業者について把握するのは困難であるため、漁業協同組合等の法人税の推定を行った。</p> <p>※ITを活用した投資について、抽出して減収額を算定することは困難であるため、全体数とした。</p>																																								
⑧ 有効性等	① 適用件数	<p>適用件数</p> <p>(単位:組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th><th>27年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>162</td><td>68</td><td>58</td><td>43</td><td>56</td><td>52</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税法に基づき把握される情報においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用件数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p> <p>本措置の適用対象者は全ての漁協等であり、実績としても想定外に特定の者への偏りはない。また、適用件数についても、前回の要望時には、平成23年度116件、平成24年度115件と見込んでいたところであるが、資源状況の低迷等により漁協の経営が悪化し、新たな設備投資ができなかつた漁協等が多かった事情を考慮すれば、想定外に僅少であったとは考えていない。</p> <p>※所得税については、個人の漁業者について把握するのは困難であるため、漁業協同組合等の法人税の調査を行った。</p> <p>※ITを活用した投資について、抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数とした。</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	適用件数	162	68	58	43	56	52	50	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H27年度)</p> <p>本特例措置の下、漁協等により約6~60億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>近年、燃油・資材価格の高騰等、生産コストの増加要因が生じており、目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要であり、本特例措置によって、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資への支援を通じた水産業等の体質強化が図られ、漁業経営の安定が実現すると見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:H21~H27年度)</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th><th>27年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額(A)</td><td>6,168</td><td>3,014</td><td>649</td><td>1,176</td><td>1,613</td><td>1,146</td><td>1,312</td></tr> <tr> <td>全投資額(B)</td><td>19,203</td><td>8,392</td><td>6,319</td><td>7,049</td><td>7,253</td><td>6,874</td><td>7,059</td></tr> </tbody> </table> <p>前回要望時(平成23年)に目標としていた平成24年度及び平成25年度の2年間に漁協等が取得する機械等の投資額は8,866百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均):36.1%)であったが、実績見込みは2,789百万円(割合(平均):19.5%)にとどまった。これは、資源状況の低迷や漁業者の減少等により漁協等の経営が悪化し、新たな設備投資ができなかつた漁協等が多かったことによる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>(分析対象期間:H26~H27年度)</p> <p>経済全体として設備投資の手控え傾向があり、また、漁協等の経営が厳しい中にあっては、本特例措置が廃止された場合、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資が抑制され、設備の省人・省エネ化を図ることによる生産・流通コストの削減、市場設備の近代化による衛生・品質管理の徹底等の取組が遅れることが見込まれる。</p> <p>その結果、収益・生産性の向上等水産業等の体質強化が遅れ、漁業経営の安定化が停滞することが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H27年度)</p> <p>本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりであり、概ね経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312	全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																																					
適用件数	162	68	58	43	56	52	50																																					
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																																					
本特例措置を受けた投資額(A)	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312																																					
全投資額(B)	19,203	8,392	6,319	7,049	7,253	6,874	7,059																																					
<p>減収額</p> <p>減収額(国税)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th><th>27年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>280</td><td>64</td><td>39</td><td>181</td><td>97</td><td>106</td><td>128</td></tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>減収額(地方税)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (実績)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th><th>27年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>139</td><td>27</td><td>18</td><td>36</td><td>28</td><td>27</td><td>31</td></tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添2参照。</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難であるため、漁業協同組合等における適用件数を把握する必要性があり、「漁</p>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	減収額	280	64	39	181	97	106	128	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	減収額	139	27	18	36	28	27	31												
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																																					
減収額	280	64	39	181	97	106	128																																					
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)																																					
減収額	139	27	18	36	28	27	31																																					

本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位：百万円)							
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
減収額	419	91	57	217	125	133	159
投資額	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
経済波及効果	16,049	7,845	1,690	3,061	4,199	2,983	3,415
寄与率	40%	40%	40%	40%	40%	40%	40%
本税制措置の経済波及効果	6,420	3,138	676	1,224	1,680	1,193	1,366

※経済波及効果については、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」から得られた投資額及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込(平成25~27年度)は、投資額(直近3カ年の平均値)及び取得機械等の分類の割合(直近3カ年の平均値)により算出。

※寄与率の算出は測定指標の項参照。

※消費転換係数は0.73で算出。

※経済波及効果は2次波及効果まで算定。

※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添3参照。

※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。

※ITを活用した投資について、抽出して減収額を算定することは困難であるため、全体数とした。

9 相当性

- ① 租税特別措置等によるべき妥当性等
- ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担
- ③ 地方公共団体が協力する相当性

高性能漁業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べて迅速に機能する本措置は、漁業協同組合等における機械等への投資の促進にインセンティブとなり、効率化が図られる。

漁業協同組合等への設備投資に係る支援措置として、強い水産業づくり交付金、沿岸漁業改善資金の補助・融資があるが、強い水産業づくり交付金については施設整備事業と一体となったものに限定されており、また、沿岸漁業改善資金については、20トン未満の漁船を用いて行うもの等の小規模な漁業に限定されていることから、高価な高性能漁業機械等の導入を促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。

水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。

また、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資を促進することは、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。

10	有識者の見解	中小企業育成のため、本制度による支援は是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度税制改正要望時

減税見込額積算資料（国税）

「中小企業投資促進：所得税・法人税：特別償却・税額控除」

中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	平成 26 年度減税見込額 106 百万円
--------------------------	--------------------------

(根拠条項：措法 10 の 3、42 の 6、68 の 11)

1. 減税見込額等の積算

[平成 20 年度]

$$\begin{aligned} \text{①特別償却 } & 1,031 \text{ 百万円} \times 22\% = 227 \text{ 百万円} \\ \text{②税額控除 } & 14 \text{ 百万円} \\ \text{③リース } & 2 \text{ 百万円} \\ \text{①+②+③=} & 243 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 21 年度] ※法人税率 18%で算出。

$$\begin{aligned} \text{①特別償却 } & 1,393 \text{ 百万円} \times 18\% = 251 \text{ 百万円} \\ \text{②税額控除 } & 29 \text{ 百万円} \\ \text{①+②=} & 280 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 22 年度] ※法人税率 18%で算出。

$$\begin{aligned} \text{①特別償却 } & 257 \text{ 百万円} \times 18\% = 46 \text{ 百万円} \\ \text{②税額控除 } & 18 \text{ 百万円} \\ \text{①+②=} & 64 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 23 年度] ※法人税率 18%で算出。

$$\begin{aligned} \text{①特別償却 } & 158 \text{ 百万円} \times 18\% = 28 \text{ 百万円} \\ \text{②税額控除 } & 11 \text{ 百万円} \\ \text{①+②=} & 39 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 24 年度] ※法人税率 19%で算出。

$$\begin{aligned} \text{①特別償却 } & 95 \text{ 百万円} \times 19\% = 18 \text{ 百万円} \\ \text{②税額控除 } & 163 \text{ 百万円} \\ & = 181 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 25 年度（見込）] ※直近 3 カ年の平均額、ただし法人税率 19%で算出。

$$\begin{aligned} ((\text{平成 22 年度 : } 64 \times 19/18) + (\text{平成 23 年度 : } 39 \times 19/18) + (\text{平成 24 年度 : } 181)) & / 3 \\ & = 97 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 26 年度（見込）] ※直近 3 カ年の平均額、ただし法人税率 19%で算出。

$$\begin{aligned} ((\text{平成 23 年度 : } 39 \times 19/18) + (\text{平成 24 年度 : } 181) + (\text{平成 25 年度見込 : } 97)) & / 3 \\ & = 106 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

[平成 27 年度（見込）] ※直近 3 カ年の平均額、ただし法人税率 19%で算出。

$$\begin{aligned} ((\text{平成 24 年度 : } 181) + (\text{平成 25 年度見込 : } 97) + (\text{平成 26 年度見込 : } 106)) & / 3 \\ & = 128 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

※平年度減収見込額（平成 26 年度（見込）及び平成 27 年度（見込）の平均）= 117 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査の集計値（実数）から減税見込額を算出。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20 年度 (実績)	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (見込み)	26 年度 (見込み)	27 年度 (見込み)
対象者数※1 (組合)	2,353	2,270	2,224	2,210	2,144	2,102	2,060	2,018
適用件数※2 (組合)	117	162	68	58	43	56	52	50
特例の適用を受けた投資金額※3 (百万円)	5,399	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
減税見込額 (百万円)	243	280	64	39	181	97	106	128

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対する調査の集計値（実数）である。

※1 対象者数は、前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数である。（平成 25 ~ 27 年度（見込み）は平成 21 年～平成 24 年の平均減少数（年間 42 組合）をもとに算出）

※2 適用件数は、本制度を利用した組合数である。（平成 25 ~ 27 年度（見込み）は直近 3 カ年の平均値）

減税見込額積算資料（地方税）

中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）		平成 26 年度減税見込額 27 百万円
(根拠条項：地法 51、314 の 4、72 の 24 の 7 等)		

1. 減税見込額等の積算

[平成 20 年度（実績）]

法人住民税 243 百万円（国税の減税額）	× 17.3 % = 42 百万円
法人事業税 1,031 百万円（特別償却特例による所得額の減額）	× 6.6 % = 68 百万円
	合計 110 百万円

[平成 21 年度（実績）]

法人住民税 280 百万円（国税の減税額）	× 17.3 % = 48 百万円
法人事業税 1,393 百万円（特別償却特例による所得額の減額）	× 3.6 % = 50 百万円
法人特別税 50 百万円（法人事業税の減税額）	× 81.0 % = 41 百万円
	合計 139 百万円

[平成 22 年度（実績）]

法人住民税 64 百万円（国税の減税額）	× 17.3 % = 11 百万円
法人事業税 257 百万円（特別償却特例による所得額の減額）	× 3.6 % = 9 百万円
法人特別税 9 百万円（法人事業税の減税額）	× 81.0 % = 7 百万円
	合計 27 百万円

[平成 23 年度（実績）]

法人住民税 39 百万円（国税の減税額）	× 17.3 % = 7 百万円
法人事業税 158 百万円（特別償却特例による所得額の減額）	× 3.6 % = 6 百万円
法人特別税 6 百万円（法人事業税の減税額）	× 81.0 % = 5 百万円
	合計 18 百万円

[平成 24 年度（実績）]

法人住民税 181 百万円（国税の減税額）	× 17.3 % = 31 百万円
法人事業税 95 百万円（特別償却特例による所得額の減額）	× 3.6 % = 3 百万円
法人特別税 3 百万円（法人事業税の減税額）	× 81.0 % = 2 百万円
	合計 36 百万円

[平成 25 年度（見込）]

法人住民税 97 百万円（国税の減税見込額）	× 17.3 % = 17 百万円
法人事業税 170 百万円（特別償却特例による所得額の減額見込）	× 3.6 % = 6 百万円
法人特別税 6 百万円（法人事業税の減税見込額）	× 81.0 % = 5 百万円
	合計 28 百万円

[平成 26 年度（見込）]

法人住民税 106 百万円（国税の減税見込額）	× 17.3 % = 18 百万円
法人事業税 141 百万円（特別償却特例による所得額の減額見込）	× 3.6 % = 5 百万円
法人特別税 5 百万円（法人事業税の減税見込額）	× 81.0 % = 4 百万円
	合計 27 百万円

[平成 27 年度（見込）]

法人住民税 128 百万円（国税の減税見込額）	× 17.3 % = 22 百万円
法人事業税 135 百万円（特別償却特例による所得額の減額見込）	× 3.6 % = 5 百万円
法人特別税 5 百万円（法人事業税の減税見込額）	× 81.0 % = 4 百万円
	合計 31 百万円

※平年度減収見込額（平成 26 年度（見込）及び平成 27 年度（見込）の平均） = 29 百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査の集計値（実数）から減税見込額を算出。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20 年度（実績）	21 年度（実績）	22 年度（実績）	23 年度（実績）	24 年度（実績）	25 年度（見込み）	26 年度（見込み）	27 年度（見込み）
対象者数※1 (組合)	2,353	2,270	2,224	2,210	2,144	2,102	2,060	2,018
適用件数※2 (組合)	117	162	68	58	43	56	52	50
特例の適用を受けた投資金額 (百万円)	5,399	6,168	3,014	649	1,176	1,613	1,146	1,312
減税見込額 (百万円)	110	139	27	18	36	28	27	31

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対する調査の集計値（実数）である。

※1 対象者数は、前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数である。（平成 25～27 年度（見込み）は平成 21 年～平成 24 年の平均減少数（年間 42 組合）とともに算出）

※2 適用件数は、本制度を利用した組合数である。（平成 25～27 年度（見込み）は直近 3 カ年の平均値）

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	食品機械・同装置 (3,860)	その他の機械 (2,308)	
22年度	食品機械・同装置 (1,434)	その他の機械 (1,580)	
23年度	食品機械・同装置 (260)	その他の機械 (389)	
24年度	食品機械・同装置 (532)	その他の機械 (644)	
25年度	食品機械・同装置 (715)	その他の機械 (898)	
26年度	食品機械・同装置 (495)	その他の機械 (651)	
27年度	食品機械・同装置 (580)	その他の機械 (732)	
28年度			
29年度			
30年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	府省名	農林水産省
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	□新設	□拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		○
⑩ 標の実現状況の将来予測	□予測あり	■予測なし		○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（牛肉（枝肉）生産量、1戸当たりの飼養頭数）は、他の政策手段の効果以外にも経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（牛肉（枝肉）の生産数量目標の達成）の実現状況について、「1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（牛肉（枝肉）の生産数量目標の達成）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7 ③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

現行の「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）では、平成 32 年度を目標年度として生産数量目標等の指標が設定されており、これ以外に達成目標とすべき適当な指標がないことから、これを達成目標としている。

④⑦ 適用数等及び減収額の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明及び 8 ②「減収額」欄への補足説明）

「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 183 回国会報告）」に記載されている本特例措置の法人税における適用件数と適用総額は、以下のとおりである。

(単位：億円)

適用件数	適用総額
951	168

「平成 23 年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 183 回国会報告）」においては、法人税の租税特例措置の影響を受ける地方税については、本特例措置の適用額は記載されておらず減収額が記載されていることから、以下のとおり減税額を示す。

(単位：千円)

道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
251,802	808,026	619,432	655,864

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(国税3、地方税2) (法人税、法入住民税、法人事業税：義) (所得税、個人住民税：外)
2	要望の内容		<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人又は農業生産法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後 1 年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは連合会に委託して売却した場合、1 頭当たりの売却価格が 100 万円（交雑種は 80 万円、乳用種は 50 万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭以内であるとき、その肉用牛の売却により生じた農業を営む個人の事業所得にあっては所得税及び住民税は免除、農業生産法人にあっては、事業所得を損金の額に算入する。 3 年間の延長を要望
3	担当部局		生産局畜産部食肉鷄卵課
4	評価実施時期		平成 25 年 4~8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		<ul style="list-style-type: none"> 創設年度：昭和 42 年度創設 改正経緯： 平成 23 年度：延長、1 戸当たりの売却頭数の上限を見直し（2,000 頭から 1,500 頭）、1 頭当たりの売却価格の上限を見直し（交雑種の売却価格の上限を 100 万円から 80 万円） 平成 20 年度：延長、1 戸当たりの売却頭数に上限（2,000 頭）を設定、1 頭当たりの売却価格の上限を見直し（乳用種の売却価格の上限を 100 万円から 50 万円） 平成 17 年度：延長、適用期間を 5 年間から 3 年間に短縮 昭和 55 年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1 頭当たりの売却価格に上限（100 万円）を設定。
6	適用又は延長期間		<ul style="list-style-type: none"> 所得税 平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日 法人税 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 住民税 平成 28 年度～平成 30 年度 各 3 年間延長
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで 3 年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、配合飼料価格の高騰による飼料コストの増加、景気後退による</p>

		<p>国産牛肉需要の減少、EPAによる国際化の進展により厳しい環境にある中で、 TPP等による更なる国際化が進展する可能性がある。</p> <p>このような環境にある我が国の肉用牛経営に対して、本特例措置を講ずることにより、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。 <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成22年7月農林水産省）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「肉用牛生産は、加工、流通等の関連産業の裾野が広く、地域経済を活性化させ、地域における雇用の創出につながるなどの効果を有している。とりわけ、（中略）中山間地域、離島等比較的他の産業が少ない地域においては、飼料作物や地域資源を活用して牛を飼養することにより、（中略）地域の基幹産業となっており、総就業人口に占める割合が高いという特徴がある。」とされている。 <p>「成長戦略（平成25年6月閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状約4,500億円）とする」とされ、牛肉は、輸出拡大を図る日本食を特徴付けるコンテンツの1つとされている。また、「今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す」とされている。 <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>
--	--	---

			③達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）」において、平成32年度を目標年度として牛肉（枝肉）の生産数量目標を設定していることから、これを達成目標としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">目標</th></tr> <tr> <th></th><th>20年度 (A)</th><th>32年度 (B)</th><th>年平均伸び率 (%) (20~32年度)</th><th>比率 (%) (B)/(A)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)</td><td>52</td><td>52</td><td>0.0</td><td>100</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>牛肉（枝肉）生産量、1戸当たりの飼養頭数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。</p>	目標						20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0.0	100																											
目標																																														
	20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)																																										
牛肉（枝肉）生産量 (単位：万トン)	52	52	0.0	100																																										
8	④有効性等	①適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (見込)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td><td>77,300</td><td>74,400</td><td>69,600</td><td>65,200</td><td>61,300</td><td>61,300</td></tr> <tr> <td>適用者数</td><td>19,132</td><td>19,420</td><td>19,283</td><td>19,283</td><td>19,283</td><td>19,283</td></tr> <tr> <td></td><td>27年度 (見込)</td><td>28年度 (見込)</td><td>29年度 (見込)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>対象者数</td><td>61,300</td><td>61,300</td><td>61,300</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>適用者数</td><td>19,283</td><td>19,283</td><td>19,283</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	対象者数	77,300	74,400	69,600	65,200	61,300	61,300	適用者数	19,132	19,420	19,283	19,283	19,283	19,283		27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)				対象者数	61,300	61,300	61,300				適用者数	19,283	19,283	19,283			
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																								
対象者数	77,300	74,400	69,600	65,200	61,300	61,300																																								
適用者数	19,132	19,420	19,283	19,283	19,283	19,283																																								
	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																																											
対象者数	61,300	61,300	61,300																																											
適用者数	19,283	19,283	19,283																																											
			<p>※算出根拠は、別紙1、3のとおり。</p> <p>※21、22年度は一部推定。</p>																																											
			<p>・飼料作物の栽培等を行っている農業者及び農業生産法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</p> <p>・前回要望時（H22年）において想定したH23年度の適用者数は15,885であったが、H23年度の実績は19,283であり、想定を上回った。</p>																																											
		②減収額	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>21年度 (実績)</th><th>22年度 (実績)</th><th>23年度 (実績)</th><th>24年度 (見込)</th><th>25年度 (見込)</th><th>26年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>9,527</td><td>11,379</td><td>10,675</td><td>10,524</td><td>10,524</td><td>10,524</td></tr> <tr> <td></td><td>27年度 (見込)</td><td>28年度 (見込)</td><td>29年度 (見込)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>10,524</td><td>10,524</td><td>10,524</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524		27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)				減収額	10,524	10,524	10,524																	
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)																																								
減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524																																								
	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																																											
減収額	10,524	10,524	10,524																																											
			<p>※算出根拠は、別紙1、3のとおり。</p>																																											

		※21、22年度は一部推定。																																																																													
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成24年度) 前回要望時(H23年)において目標としていた牛肉生産量52万トン(H32年度)に対し、H24年度実績は51万トンにとどまった。目標を下回った理由は、H22年に宮崎県で発生した口蹄疫の影響により減少した肉用牛の頭数が元の水準に回復していないこと、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う肉用牛飼養頭数の減少による影響が大きいと考えられる。</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国产牛肉の安定的な供給に寄与している。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位:万トン)</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省:食肉流通統計)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成29年度) 1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。</p> <p>[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年 (実績)</th> <th>22年 (実績)</th> <th>23年 (実績)</th> <th>24年 (実績)</th> <th>25年 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸当たりの頭数</td> <td>37.8</td> <td>38.9</td> <td>39.7</td> <td>41.8</td> <td>43.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省:畜産統計)</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> <th>29年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉）生産量 (単位:万トン)</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減し、規模拡大等の経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国产牛肉の安定的な供給に寄与していくこととしており、目標年度(32年度)における達成は十分可能である。</p>		21年度	22年度	23年度	24年度	牛肉（枝肉）生産量 (単位:万トン)	52	51	51	51		21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)	1戸当たりの頭数	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1		25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	牛肉（枝肉）生産量 (単位:万トン)	51	51	51	52	52	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度) 肉用牛生産は、重要な動物性たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすものとされている。</p> <p>本特例措置による免税相当額の活用先は、アンケート調査によれば、「運転資金」が64%でもっとも多く、次いで「飼養頭数の増」10%、「施設整備」6%で合計80%を占めており、肉用牛生産の維持や経営体質の強化に仕向かれて、安定的な経営を育成する上で極めて有効なツールとなっている。このため、本特例措置が延長されない場合には、肉用牛経営の安定的な継続が困難となり、牛肉供給が減少し、さらには関連産業にも大きな影響を与えるおそれがあると考えられる。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度) <経済波及効果の試算> 平成24年度減収推定期額10,524百万円のうち、アンケート調査において運転資金、飼養頭数の増、施設整備に使われた割合(80%)に当たる8,419百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約25,486百万円となる。</p> <p>〔生産誘発額の内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次波及効果 <ul style="list-style-type: none"> ・(直接効果)肉用牛生産部門への投入額8,419百万円 ・(間接効果)飼料・運輸等で14,729百万円 第2次波及効果 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産、商業等で2,338百万円 <p>減収額の10,524百万円に対し、経済波及効果は25,486百万円と減収額を上回るため、是認できる。</p> <p>※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用 ※消費転換係数は0.73で算出 ※経済波及効果は、2次効果まで算出 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p> <p>また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には収税減を是認する効果があると考えている。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>9,527</td> <td>11,379</td> <td>10,675</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>23,073</td> <td>27,556</td> <td>25,852</td> <td>25,486</td> <td>25,486</td> <td>25,486</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> <td>10,524</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>25,486</td> <td>25,486</td> <td>25,486</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524	経済波及効果	23,073	27,556	25,852	25,486	25,486	25,486		27年度	28年度	29年度				減収額	10,524	10,524	10,524				経済波及効果	25,486	25,486	25,486			
	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																											
牛肉（枝肉）生産量 (単位:万トン)	52	51	51	51																																																																											
	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)																																																																										
1戸当たりの頭数	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1																																																																										
	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																																																																										
牛肉（枝肉）生産量 (単位:万トン)	51	51	51	52	52																																																																										
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																																																									
減収額	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524																																																																									
経済波及効果	23,073	27,556	25,852	25,486	25,486	25,486																																																																									
	27年度	28年度	29年度																																																																												
減収額	10,524	10,524	10,524																																																																												
経済波及効果	25,486	25,486	25,486																																																																												

		本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与とともに、関連産業にも多大な経済波及効果があると見込まれる。
9 相当性	① 税制特別措置等によるべき妥当性等	肉用牛経営における生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資等、創意工夫による多様な取組を促す上では、税制面の軽減措置を行うことが有効である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が悪化した際のセーフティーネットとして機能している。 一方、本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の近代化を図っており、その実現を図るために地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
10 有識者の見解		畜産分野の中で特定品目に特化した措置であり、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年度税制改正要望時

1. 減税見込額積算(平成24年度～平成29年度)

H23年所得税適用人員:18,332人※1、H23年度法人税適用件数:951法人※2

・所得税……①

※3
5,000

・法人税……②

※4
600

・個人住民税……③

(総所得額)※1
3,196 = 31,964 × 0.1 (税率)※5

・法人住民税……④

(H23年法人住民税減税額)※6 (特例上限頭数割合)※7
645 = 871 × 0.74

・法人事業税……⑤

(H23年法人事業税減税額)※6 (特例上限頭数割合)※7
1,083 = 1,464 × 0.74

※1「統計年報(国税庁)」

※2「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」

※3「租税特別措置の増減収額算(財務省)」

※4「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)

※5都道府県税4%及び市町村税6%

※6「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183回国会報告)」

※7「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(食肉鶏卵課)」より、年間売却頭数1,500頭以内の頭数割合(74%)より試算。

○減税見込み額

①+②+③+④+⑤ = 10,524

H24～H29の見込額は、上記の積算方法を用いて算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	H29 (見込)
適用件数	19,132	19,420	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283
減税見込額(単位:百万円)	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524	10,524	10,524	10,524
区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	H29 (見込)
適用件数	19,132	19,420	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283	19,283
減税見込額(単位:百万円)	9,527	11,379	10,675	10,524	10,524	10,524	10,524	10,524	10,524

(注)H21及びH22は推定値

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

	単位:百万円		
	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度	肉用牛 (7,622)		
22年度	肉用牛 (9,103)		
23年度	肉用牛 (8,540)		
24年度	肉用牛 (8,419)		
25年度	肉用牛 (8,419)		
26年度	肉用牛 (8,419)		
27年度	肉用牛 (8,419)		
28年度	肉用牛 (8,419)		
29年度	肉用牛 (8,419)		

投入額の考え方

平成24年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「運転資金」、「飼養頭数の増」、「施設整備」が80%であった。平成24年度の減収見込額10,524百万円の80%に当たる8,419百万円を投入額とした。

減税見込額積算資料(法人税)

〔施策名:租税特別措置法 税目:法人税〕

肉用牛売却による農業所得の課税の特例措置の適用期間の3年延長	平成26年度減税見込額 600百万円
--------------------------------	-----------------------

(根拠条項: 指法67の3、68の101)

1. 減税見込額等の積算

平成24年度から29年度
※1
600百万円

注) ※1 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)		
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件		
適用件数※2	951件	951件	951件	951件		
減税額※3	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円		
区分	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件
適用件数※2	951件	951件	951件	951件	951件	951件
減税額※3	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円	600 百万円

注) ※1 いすれも「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計。

※2 いすれも「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」と同じとした。

※3 いすれも「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)の減収額と同じとした。

減税見込額積算資料(地方税)

〔施策名：地方税法 税目：法人住民税〕

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年度減税見込額 645百万円
-------------------------------	-----------------------

(根拠条項：地法51、租法67の3、68の101)

1. 減税見込額等の積算

平成24年度から29年度

$$\begin{array}{cccccc} \text{H23年法人住民税減税額※1} & & \text{特例上限頭数割合※2} & & \text{減税見込額} \\ 871\text{百万円} & \times & 0.74 & = & 645\text{百万円} \end{array}$$

注) ※1 「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告)

※2 「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(食肉鶏卵課)」より、年間売却頭数1,500頭以内の頭数割合(74%)より試算。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)		
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件		
適用件数※2	951件	951件	951件	951件		
減税額※3	871 百万円	871 百万円	871 百万円	871 百万円		
区分	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
対象者数※1	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件	2,060件
適用件数※2	951件	951件	951件	951件	951件	951件
減税額※3	645 百万円	645 百万円	645 百万円	645 百万円	645 百万円	645 百万円

注) ※1 いずれも「平成22年農林業センサス」(農林水産省)の肉用牛を販売目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計。

※2 いずれも「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」と同じとした。

※3 20年度から23年度は、「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告)。24年度から29年度は、上記1の減税見込額による。

減税見込額積算資料(地方税)

[施策名：地方税法 税目：法人事業税]

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年度減税見込額 1,083百万円
(根拠条項：地法72)	

1. 減税見込額等の積算

平成24年度から29年度

$$\begin{array}{ccc} \text{H23年法人事業税減税額※1} & \text{特例上限頭数割合※2} & \text{減税見込額} \\ 1,464 & \times & 0.74 \\ & & = 1,083\text{百万円} \end{array}$$

注) ※1 「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告) 地方法人特別税の減収額を含む。

※2 「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(肉食鶏卵課)」より、年間売却頭数1,500頭以内の頭数割合(74%)より試算。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)		
対象者数※1	1,537件	1,537件	1,537件	1,537件		
適用件数※2	713件	713件	713件	713件		
減税見込額※3	1,464 百万円	1,464 百万円	1,464 百万円	1,464 百万円		
区分	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
対象者数※1	1,537件	1,537件	1,537件	1,537件	1,537件	1,537件
適用件数※2	713件	713件	713件	713件	713件	713件
減税見込額※3	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円	1,083 百万円

注) ※1 いざれも「平成22年農林業センサス」(農林水産省)の農産物販売金額1位の部門が酪農又は肉用牛である組織経営体数。

※2 いざれも※1の対象者数が、「平成22年農林業センサス」(農林水産省)の肉用牛を販売目的で飼養している法人と乳用牛を販売目的で飼養している法人の合計に占める割合(75%)を「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」の免税適用951法人に乗じて算出。

※3 20年度から23年度は、「平成23年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第183回国会報告)。24年度から29年度は、上記1の減税見込額による。

減税見込額積算資料(所得税)

〔施策名：租税特別措置法 税目：所得税〕	
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年減税見込額 5,000百万円
(根拠条項：措法25)	

1. 減税見込額等の積算

平成24年から平成29年
※1
5,000百万円

(注) ※1 「租税特別措置の増減収額試算（財務省）」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)
対象者数※1	80,400戸	77,300戸	74,400戸	69,600戸
適用件数※2	18,187人	18,181人	18,469人	18,332人
減税額※3	2,714 百万円	3,911 百万円	5,043 百万円	4,544 百万円
区分	24年 (見込)	25年 (見込)	26年 (見込)	27年 (見込)
対象者数※1	65,200戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸
適用件数※2	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人
減税額※3	5,000 百万円	5,000 百万円	5,000 百万円	5,000 百万円

(注) ※1 20年から25年は、「畜産統計（農林水産省）」の肉用牛飼養農家戸数。
26年から29年は、25年の肉用牛飼養農家戸数と同じとした。
※2 20年から23年は、「統計年報（国税庁）」の特例適用人員。
24年から29年は、23年の適用件数と同じとした。
※3 20年から23年は、「統計年報（国税庁）」の免税額を使用。
24年から29年は、「租税特別措置の増減収額試算（財務省）」の増減収額と同じとした。

減税見込額積算資料(地方税)

〔施策名：地方税法 税目：個人住民税〕	
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間の3年延長	平成26年減税見込額 3,196百万円
(根拠条項：地法附6)	

1. 減税見込額等の積算

平成24年から29年
税率
総所得額※1 都道府県 市町村
31,964百万円 × (4% + 6%) = 3,196百万円

(注) ※1 「統計年報 平成23年（国税庁）」の総所得額。

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (実績)
対象者数※1	80,400戸	77,300戸	74,400戸	69,600戸
適用件数※2	18,187人	18,181人	18,469人	18,332人
減税額※3	2,401 百万円	2,681 百万円	3,401 百万円	3,196 百万円
区分	24年 (見込)	25年 (見込)	26年 (見込)	27年 (見込)
対象者数※1	65,200戸	61,300戸	61,300戸	61,300戸
適用件数※2	18,332人	18,332人	18,332人	18,332人
減税額※3	3,196 百万円	3,196 百万円	3,196 百万円	3,196 百万円

(注) ※1 20年から25年は、「畜産統計（農林水産省）」の肉用牛飼養農家戸数。
26年から29年は25年の肉用牛飼養農家戸数と同じとした。
※2 20年から23年は、「統計年報（国税庁）」の特例適用人員。
24年から29年は、23年の適用件数と同じとした。
※3 20年から23年は、「統計年報（国税庁）」の総所得額に税率（都道府県4%+市町村6%）を乗じて算出。24年から29年は、23年の減税額と同じとした。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	□新設	□拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	■達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
⑩ 標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	○
⑪ 税収減認の効果の実績確認	□説明あり		■説明なし	○
⑫ 税収減認の効果の将来見込み	□説明あり		■説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本特例措置の適用により取得した農地の面積／本特例措置の適用により譲渡した農地の面積×100）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について、「過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均140%程度となっており、経営規模の増加という目標を達成している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来的見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に關し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7 ③）
「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回の延長要望時の平成23年の適用見込みは、法人税に限ると1件となっているところ、適用実績は5件であり、想定外に僅少な実績ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (市街化区域等の内外の土地等) (国税 5) (法人税: 税、所得税: 外)
2	要望の内容		市街化区域内の農地等を譲渡し、市街化区域以外の区域の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合には、譲渡資産又は買換資産の 80%に相当する部分について譲渡がなかったものとする又はその範囲内で圧縮記帳が認められる特例措置の適用期限を 3 年延長。
3	担当部局		農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期		平成 25 年 6 月 ~8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		昭和 44 年度：創設 昭和 49 年度：拡充（面積制限を 5 倍以下から 10 倍以下に拡充） 平成 23 年度：延長
6	適用又は延長期間		3 年間延長
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>今後 10 年間で、全農地面積の 8 割（現状約 5 割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1 万 6 千円/60kg）から 4 割削減し、法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</p> <p>2 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>(4) 優良農地の確保と有効利用の促進</p> <p>② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進</p> <p>土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</p> <p>第 I. 総論</p> <p>5、「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例</p> <p>(1) 民間の力を最大限引き出す</p> <p>⑤農林水産業を成長産業にする</p> <p>《成果目標》</p> <p>今後 10 年間で、全農地面積の 8 割（現状約 5 割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1 万 6 千円/60kg）から 4 割削減し、法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。</p>
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	○施策の法律上の位置付け	<p>食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</p> <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

		<p>『中目標』</p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>『政策分野』</p> <p>優良農地の確保と有効利用の促進</p>																																																																																			
	③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用により取得した農地の面積 $\frac{\text{本特例措置の適用により譲渡した農地の面積}}{\text{本特例措置の適用により取得した農地の面積}} \times 100$</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、市街化区域内から同区域外へ農地を移転する際の買換え等に係る税負担を軽減するものであり、取得農地の面積制限を譲渡農地の10倍に設定しているため、経営規模の拡大を促進し、政策目的の実現に寄与する。</p>	③	<p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっており、今後、政策目的実現のため担い手に農地の利用集積を図っていく</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~28) 前回の目標は「平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める」とところ。 なお、過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均140%程度となっており、経営規模の増加という目標を達成している。 しかしながら、政策目的は実現していないため、引き続き本特例措置により、基本方針・行動計画で示された規模の経営体に農地集積を推進していく必要がある。</p>																																																																																	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>単位:件、10a、%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>8</td> <td>4.9</td> <td>38.9</td> <td>702.3</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>18</td> <td>66.5</td> <td>90.3</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>21</td> <td>9.9</td> <td>65.7</td> <td>561.3</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>21</td> <td>9.9</td> <td>65.7</td> <td>561.3</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>21</td> <td>9.9</td> <td>65.7</td> <td>561.3</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>21</td> <td>9.9</td> <td>65.7</td> <td>561.3</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>21</td> <td>9.9</td> <td>65.7</td> <td>561.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ(H24以降は推計値)</p> <p>適用数は近年15件程度で推移しており、想定外に僅少な数値とは考えていない。 また、本特例措置の対象者は、市街化区域内の農地を譲渡し、市街化区域外の農地を取得した者全てに適用可能であるため、適用者の偏りはない。</p> <p>② 減収額</p> <p>単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>10.3</td> <td>410.2</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> <td>289.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ 算出根拠は別添資料に記載。</p>		件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	8	4.9	38.9	702.3	H23	18	66.5	90.3	35.7	H24	21	9.9	65.7	561.3	H25	21	9.9	65.7	561.3	H26	21	9.9	65.7	561.3	H27	21	9.9	65.7	561.3	H28	21	9.9	65.7	561.3		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	10.3	410.2	289.5	289.5	289.5	289.5	289.5	④	<p>単位:件、10a、%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>譲渡面積</th> <th>取得面積</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>8</td> <td>4.9</td> <td>38.9</td> <td>702.3</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>18</td> <td>66.5</td> <td>90.3</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>21</td> <td>9.9</td> <td>65.7</td> <td>561.3</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>65</td> <td>139.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※件数の内数の法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」を活用</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28) 資産の買換え等に伴う譲渡益に課税されることで、経営規模の縮小を余儀なくされるため、政策目的の達成が困難になる。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:22~24) 本特例措置は課税の緩延を行うものであり、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることが可能。</p>		件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	8	4.9	38.9	702.3	H23	18	66.5	90.3	35.7	H24	21	9.9	65.7	561.3	平均	15	27	65	139.7
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																																																																																	
H22	8	4.9	38.9	702.3																																																																																	
H23	18	66.5	90.3	35.7																																																																																	
H24	21	9.9	65.7	561.3																																																																																	
H25	21	9.9	65.7	561.3																																																																																	
H26	21	9.9	65.7	561.3																																																																																	
H27	21	9.9	65.7	561.3																																																																																	
H28	21	9.9	65.7	561.3																																																																																	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																														
減収額	10.3	410.2	289.5	289.5	289.5	289.5	289.5																																																																														
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																																																																																	
H22	8	4.9	38.9	702.3																																																																																	
H23	18	66.5	90.3	35.7																																																																																	
H24	21	9.9	65.7	561.3																																																																																	
平均	15	27	65	139.7																																																																																	
	9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>資産の買換え又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>市街化区域内外の農地の買換え等に対する他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>																																																																																			

10 有識者の見解	課税の繰り延べであり、是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員会)
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (市街化区域等の内外の農地等) の3年延長	平成26年度減税見込額 所得税： 21.2百万円 法人税： 268.3百万円
---	--

(根拠条項：所得税（措法 第37条第1項表二、37条の4）)

法人税（措法第65条の7第1項表二、第65条の9、第68条の78第1項表二、第68条の80）

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

(単位：件、10a)

	個人			法人		
	件数	譲渡面積	取得面積	件数	譲渡面積	取得面積
平成22年度	8	4.9	38.9	0	0	0
平成23年度	15	66.5	90.3	3	—	—
平成24年度	18	9.9	65.7	3	—	—

※ 個人及び平成22年度の法人の適用実績については、農林水産省の調査結果より。

※ 法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」より（平成24年度の数値は推計値）。

(2) 減税見込額積算

① 所得税

課税標準（譲渡面積×農地価格）	特例率（※）	税率
平成22年度：(4.9 × 17,764千円/10a) × 80%	×	15% = 10.3 (百万円)
平成23年度：(66.5 × 17,764千円/10a) × 80%	×	15% = 141.9 (百万円)
平成24年度：(9.9 × 17,764千円/10a) × 80%	×	15% = 21.2 (百万円)

② 法人税

損金算入額	税率
平成23年度： 1,052,340千円	× 25.5% = 268.3 (百万円)

※ 損金算入額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」より

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
対象者数	45,905	45,871	45,871	45,871	45,871	45,871	45,871
適用件数	所得税	8	15	18	18	18	18
	法人税	0	3	3	3	3	3
減税見込額	所得税	10.3	141.9	21.2	21.2	21.2	21.2
	法人税	0	268.3	268.3	268.3	268.3	268.3

注) 対象者数は、農地法第5条による転用の届出件数とした（「農地の権利移動・借賃等調査結果（農林水産省）」より（平成24年度以降は推計値）。

※事前評価書の8「有効性等」①「適用数等」の譲渡面積、取得面積は平成24年度実績から推計。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	□新設	□拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
⑩ 標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	○
⑪ 税収減認の効果の実績確認	□説明あり		■説明なし	○
⑫ 税収減認の効果の将来見込み	□説明あり		■説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない	□説明あり	□説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本特例措置の適用により取得した農地の面積／本特例措置の適用により譲渡した農地の面積×100）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について、「過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均5.4%程度となっており、農業者の経営規模の拡大に寄与している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来的見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回の目標は「平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担わることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める」としたところ。

販売農家の経営耕地面積は平成24年時点で307.7万haであり、全耕地面積(454.9万ha)の7割が集積されているが、目標達成には至っていない。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本特例措置の活用によって「適用者の経営面積を増加させる」ことにより、政策の達成目標である、今後10年間で全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることに寄与するものであり、達成時期は政策の達成目標と同様に10年後を想定。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回の延長要望時の平成23年の適用見込みは、法人税に限ると2件となっているところ、これに対し適用実績は3件であり、想定外に僅少な実績ではない。

						<p>今後 10 年間で、全農地面積の 8 割（現状約 5 割）が扱い手によつて利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して扱い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1 万 6 千円/60kg）から 4 割削減し、法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。</p>			
租税特別措置等に係る政策の事前評価書									
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (農用地区域等内にある土地等) (国税 4) (法人税：義、所得税：外)								
2 要望の内容	農用地区域内の農地等を譲渡し、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画等の方法により、同区域内の他の農地等を取得した場合又はこれと同様の交換を行った場合には、譲渡資産又は買換資産の 80%に相当する部分について譲渡がなかったものとする又はその範囲内で圧縮記帳が認められる特例措置の適用期限を 3 年延長。 ○制度の対象となる取得財産 ① 農用地利用集積計画により取得した農用地区域内の農地等 ② 農振法に基づく勧告に係る協議、調停若しくは農業委員会のあっせんにより取得した農用地区域内の農地等 ③ 国営土地改良事業による埋立地又は干拓地								
3 担当部局	農林水産省経営局農地政策課								
4 評価実施時期	平成 25 年 6 月～8 月								
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 45 年度：創設（農振法に基づく協議、調停、あっせんによる場合） 昭和 49 年度：拡充（国営土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地を取得した場合を追加） 昭和 56 年度：拡充（農用地利用集積計画による場合を追加） 平成 17 年度：拡充（特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定遊休農地を取得した場合を追加） 平成 23 年度：延長								
6 適用又は延長期間	3 年間延長								
7 必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後 10 年間で、全農地面積の 8 割（現状約 5 割）が扱い手によつて利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して扱い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1 万 6 千円/60kg）から 4 割削減し、法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） 第 3 食料、農業及び農村に關し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 ○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 第 I 。総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す (5) 農林水産業を成長産業にする (成果目標)	② 政策体系 における 政策目的 の位置付け ○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るために、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進 ③達成目標 及び測定 指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の適用者の経営面積を増加させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用により取得した農地の面積 × 100 本特例措置の適用により譲渡した農地の面積 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、農地の買換えによる税負担を軽減するものであり、取得農地の面積制限を譲渡面積の 5 倍に設定しているため、経営規模の拡大を促進し、政策目的の実現に寄与する。	④適用数等 ⑤適用率等	8 有効性 等	件数	譲渡面積	取得面積	増加率	
					H22	22	66.6	71.7	6.5
					H23	20	23.6	23.2	-
					H24	31	65.4	69.8	6.8
					H25	31	65.4	69.8	6.8
					H26	31	65.4	69.8	6.8
					H27	31	65.4	69.8	6.8

		<table border="1"> <tr><td>H28</td><td>31</td><td>65.4</td><td>69.8</td><td>6.8</td></tr> </table> <p>※農林水産省調べ(H24以降は推計値) 適用数は近年22件程度で推移しているところであり、想定外に僅少な数値とは考えていません。 また、本特例措置の対象者は、農用地区域内の農地を農用地利用集積計画等によって譲渡した場合全てに適用可能であるため、適用者の偏りはない。</p>	H28	31	65.4	69.8	6.8																				
H28	31	65.4	69.8	6.8																							
②	減収額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><td>減収額</td><td>9.5</td><td>125.1</td><td>130.4</td><td>130.4</td><td>130.4</td><td>130.4</td><td>130.4</td></tr> </table> <p>※農林水産省調べ 算出根拠は別添資料に記載。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	9.5	125.1	130.4	130.4	130.4	130.4	130.4									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																				
減収額	9.5	125.1	130.4	130.4	130.4	130.4	130.4																				
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっており、今後、政策目的実現のため担い手に農地の利用集積を図っていく。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~28) 前回の目標は「平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進めること」としたところ。 なお、過去3年間に本特例措置の適用を受けた者の経営面積の増加率は、平均5.4%程度となっており、農業者の経営規模の拡大に寄与している。 資産の買換又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。</p> <p style="text-align: right;">単位:件、10a、%</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>件数</td><td>譲渡面積</td><td>取得面積</td><td>増加率</td></tr> <tr><td>H22</td><td>24</td><td>67.7</td><td>72.1</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>H23</td><td>15</td><td>23.6</td><td>23.2</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>31</td><td>65.4</td><td>69.8</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>平均</td><td>22</td><td>52.2</td><td>55.0</td><td>5.4</td></tr> </table> <p>※件数の内数の法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」を活用。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28) 資産の買換等に伴う譲渡益に課税されることで、経営規模の縮小を余儀なくされるため、政策目的の実現が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:22~24) 本特例措置は課税の継延を行うものであり、実質的に財政負担を伴わずに効果を上げることが可能。</p>		件数	譲渡面積	取得面積	増加率	H22	24	67.7	72.1	6.5	H23	15	23.6	23.2	-	H24	31	65.4	69.8	6.8	平均	22	52.2	55.0	5.4
	件数	譲渡面積	取得面積	増加率																							
H22	24	67.7	72.1	6.5																							
H23	15	23.6	23.2	-																							
H24	31	65.4	69.8	6.8																							
平均	22	52.2	55.0	5.4																							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	資産の買換又は交換に伴い生じる譲渡所得について課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。																								

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	農地の買換え等に対する他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		課税の継り延べであり、是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員会)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年度税制改正要望時

特定の事業用資産の買換え及び交換を行った場合の課税の特例 (農用地区域等内の農地等) の3年延長	平成26年度減税見込額 所得税： 8.6百万円 法人税：121.8百万円
---	--

(根拠条項：所得税（措法 第37条第1項表七、37条の4）)

法人税（措法第65条の7第1項表七、第65条の9、第68条の78第1項表七、第68条の80）

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

(単位：件、10a)

	個人			法人		
	件数	譲渡面積	取得面積	件数	譲渡面積	取得面積
平成22年度	22	66.6	71.7	0	0	0
平成23年度	15	23.6	23.2	5	—	—
平成24年度	26	65.4	69.8	5	—	—

※ 個人及び平成22年度の法人の適用実績については、農林水産省調べ。

※ 法人の適用実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」より（平成24年度の数値は推計値）。

(2) 減税見込額積算

① 所得税

課税標準（譲渡面積×農地価格（※）） 特例率（※） 税率

平成22年度： (66.6 × 1,160千円/10a) × 80% × 15% = 9.3 (百万円)

平成23年度： (23.6 × 1,153千円/10a) × 80% × 15% = 3.3 (百万円)

平成24年度： (65.4 × 1,096千円/10a) × 80% × 15% = 8.6 (百万円)

※ 農地価格については、「田畠売買価格等調査（全国農業会議所）」より。

※ 本特例措置は譲渡所得の80%部分の課税を繰り延べるものであるため、特例率を80%とした。

② 法人税

損金算入額 税率

平成23年度： 477,569千円 × 25.5% = 121.8 (百万円)

※ 損金算入額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」より。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
対象者数	37,950	33,808	33,808	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	所得税	22	15	26	26	26	26
	法人税	0	5	5	5	5	5
減税見込額	所得税	9.3	3.3	8.6	8.6	8.6	8.6
	法人税	0	121.8	121.8	121.8	121.8	121.8

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした（「農地の権利移動・借貸等調査結果（農林水産省）」より（平成24年度以降の数値は推計値））。

※事前評価書の8「有効性等」①「適用数等」の譲渡面積、取得面積は平成24年度実績から推計。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	□新設	□拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	■達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑩ 標の実現状況の将来予測	□予測あり	■予測なし		※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び当該目標の設定（評価書中7③）
《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明

本措置は、漁業経営の安定に関する政策分野の下、漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図ることを目的としている。漁船の近代化については、漁船の買換え等により、燃油消費の少ない漁船及び省力操業が可能な漁船への代替を促進するものである。また、漁船の操業には一定の人員が必要であることから、漁業を担う人材の確保及び世代交代を図るために、新規就業者の確保を促進するものである。

平成23年度に本措置の対象となった漁業経営体等にアンケートを行ったところ、全ての回答者が本措置は漁船の買換えに役立っており、インセンティブとして寄与したと回答している。このことから買換えにより生じた事象は本措置による効果と判断できる。買換えにより各漁船において少なくとも燃油消費の10%の省エネ効果が発生することを踏まえ、現在、漁船の廃船時の船齢が概ね25年以上であることから、漁船の買換えが船齢20年で行われることを念頭に20年間で漁船全体で燃油消費量が10%（このうち本措置の延長期間である3年間で1.5%）の節減が達成されることを想定している。本措置により近代的な省エネ型漁船を導入し、燃油消費量を節減する漁業者が増加していくにつれ、同成功事例に習って、自ら省エネ型漁船や機器類の一部若しくは全部を導入する漁業者が増加するという波及効果の発生が想定されるため、本措置は漁船全体で20年間で10%、3年間で1.5%の燃油消費量の削減の目標に寄与するものである。

加えて、毎年度新規就業者を2,000人確保することを目標としている中で、本措置による燃費削減額と新規就業者の賃金とを比較し、燃費削減額が何人分の雇用に相当するのか、またその人数の年間目標に対する割合を計算することにより、本措置の寄与分を求めることができる。このとき、燃費削減額のうち雇用に投資される割合を乗ずる必要があるため、雇用への再投資割合を調査することにより推計することが可能であると考えられる。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握及び将来予測（評価書中8③）
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明

上記③のとおり、本措置により漁船の買換えが5年間前倒しとなり、買換えにより各漁船において少なくとも燃油消費の10%の省エネ効果が発生することによって、直接的に漁船全体で燃油消費量が10%（このうち本措置の延長期間である3年間で1.5%）節減するという目標に寄与するとともに、本措置により近代的な省エネ型漁船を導入し、燃油消費量を節減する漁業者が増加していくにつれ、同成功事例に習って、自ら省エネ型漁船や機器類の一部若しくは全部を導入する漁業者が増加するという波及効果が発生し、燃費消費量に係る目標が達成されると想定している。

また、毎年度新規就業者を2,000人確保するという目標については、燃費削減効果等によるキャッシュフローの増加やその他の取組等により達成されると想定しており、本措置の効果については、燃費削減額のうち雇用に投資される割合を把握するため、再投資割合を調査する等により事後的に検証することが可能であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船） (国税6) (法人税：義、所得税：外)
2	要望の内容		特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を3年延長すること。 (現行制度の概要) 買換資産の圧縮記帳制度（買換資産の簿価の減額圧縮） 圧縮記帳限度額：（譲渡収入または購入価額のいずれか少ない金額） ×（譲渡収入 - （譲渡資産の簿価+譲渡費用））÷譲渡収入 × 80%
3	担当部局		水産庁研究指導課海洋技術室
4	評価実施時期		平成25年（6月～8月）
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		昭和44年：創設：国土・土地政策に合致するものについて、 その買換えの円滑化を図る観点から創設 昭和49年：「漁船」を対象に追加：海運業界の体質改善を図る との観点から、船舶の近代化、経済化を図る ため、船舶対船舶の買換えを対象に追加 以後、適用期限ごとに期間を延長 平成8年：適用期限の5年延長 平成13年：適用期限の5年延長 平成18年：適用期限の5年延長 平成23年：適用期限の3年延長及び技術要件の追加
6	適用又は延長期間		平成26年度～平成28年度（3年間）
	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の漁業は、中小の零細な経営体が大部分を占めており、その経営は水産資源の悪化、魚価の低迷等により厳しい状況に置かれているが、漁船は漁業の主要な生産手段であるため、適切なタイミングで代替することが不可欠である。このため、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 平成24年3月閣議決定された水産基本計画の4(1)「国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化」において「漁船漁業

		における収益性重視の操業・生産体制の導入、省エネ・省人型の代船取得・・・などの取組を促進し、収益性の高い漁業を育成する。」旨定められており、当該政策は基本計画に基づいている。			平成23年度 3件 平成24年度 4件（見込み） 平成25年度 4件（見込み） 平成26年度 4件（見込み） 平成27年度 4件（見込み） 平成28年度 4件（見込み） *23年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に基づいている。また、24年度以降は、平成20年度から23年度までの適用数の平均値である。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農村漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定			
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の改善を図る。 本措置の適用によって法人は圧縮記帳が可能となるが、適用に際しては、個々の法人の経営判断に基づき行われることから、適用件数の目標を定めることは困難である。一方、漁船の買換え等による漁船の近代化によって燃油消費量が節減され、経営体質等が改善されることから、会社経営体（20トン以上の漁船を使用するもの）の燃油消費量を20年で10%節減することを念頭に、3カ年で1.5%節減することを目標とする。また、漁船漁業の経営体質等が改善されることにより、新規就業者数の確保が可能となることから、活力ある漁業生産構造が維持するために必要な新規就業者を毎年度2000人確保することを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁船の買換え等により、漁船の近代化が進み、燃油消費量が節減されることから燃油消費量の節減率を測定指標とする。また、燃油消費量の節減により漁船漁業の経営体質の改善が行われることから、新規就業者の確保が可能となり、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造が維持されるため、新規就業者数を測定指標とする。なお、両指標は達成目標を最も適切に測定するものであり、他の指標を使用することは想定できないが、両指標は他の要因に影響されることから本措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁船の買換え等による漁船の近代化を通じて、燃油消費量が3カ年で1.5%節減されることにより、漁船漁業の経営体質の改善に寄与する。また、漁船漁業の経営体質等により、新規漁業者2000人が確保される。更にこれにより漁業を担う人材の円滑な世代交代が行われ、活力ある漁業生産構造が維持されるため、漁船漁業の経営体質の改善が促進される。	② 減収額	平成23年度：適用件数3件 減税額 15百万円 平成24年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成25年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成26年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成27年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） 平成28年度：適用件数4件 減税額 17百万円（見込み） なお、23年度の適用件数及び減税額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に基づいている。	
有効性等	① 対象数等	分析対象期間において、測定指標にかかる過去の実績及び将来推計は、以下の通りである。前回の要望時には、適用件数の所期の想定として、H平成23年度に3件と見込んでいたところ、平成23年度の実績値は3件であり、想定通りであった。なお、適用対象者は毎年度異なっており、特定の者に偏ってはいない。	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 前回要望時である22年度（適用は23年度～25年度）には、本特例措置により「漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図ることを達成目標としていたところ本措置により、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替が促進され、漁船の近代化を通じて漁船漁業の経営体質の改善に寄与した。また、新規就業者が確保されており、漁業を担う人材の円滑な世代交代が行われることにより、活力ある漁業生産構造が維持され、漁船漁業の経営体質の改善が促進された。燃油消費量については、23年度に政策目標を達成（24年度は未集計）、新規就業者については23年度、24年度ともに政策目標を達成しており、今後とも同措置によって漁船の代替を促進し、漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質を改善する必要があることから、本特例措置を継続して実施する必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 前回（平成22年度）には効果・達成目標に係る定量的な指標を設定しなかったことから、今回、設定した定量的な指標等に基づき実現状況を評価したところ、以下の通り。	
				【燃油消費量の節減率】 3カ年で1.5%の節減の目標に対し、平成20～22年度の平均燃油消費量581,589ℓ/経営体に対し、23年度は561,298ℓ/経営体で3.6%減少していることから、目標を達成している。なお、24年度以降の数値は未集計である。燃油価格の高騰が続く中、漁船の近代化を通じて引き続き燃油消費量の節減を図るために同措置を継続する必要がある。	

20トン以上の漁船を使用する経営体の燃油消費量				
年度	1経営体当たりの燃油支出額(千円)	A重油価格(円/㍑)	1経営体当たりの燃油消費量(㍑)	燃油使用量削減率(対20~22年度平均値基準)
20 (参考)	46,465	86.8	535,309	—
21 (参考)	39,388	59.9	657,554	—
22 (参考)	38,440	69.3	554,695	—
23 (実績)	44,848	79.9	561,298	-3.6%
24 (見込)	42,285	82.0	515,672	-11.5%

資料：水産白書及び資源エネルギー庁「石油製品価格調査」から推計
 :計算に使用した経営体数は平成21年度以降が未集計であるため、20年度の数値を使用している。また、大型定置、小型定置網、地引き網及び海面養殖業を営む経営体は含まない。
 :24年度から28年度の燃油支出額は、20年度から23年度までの平均値を使用している。

【燃費の削減効果】
 燃費の削減効果については、燃油価格の動向等の要因により指標とすることが困難であるが、同制度実施により、5年間、漁船の貢換が早まるこにより、5年間分の燃費の削減効果(10%)が発生することが想定される。23年度には、65百万円の燃費削減効果が生じており、漁船漁業の経営体質の改善に寄与している。なお、24年度以降の数値は未集計である。

20トン以上の漁船を使用する経営体における燃費の燃費削減効果

年度	20 参考	21 参考	22 参考	23 実績	24 見込	25 見込	26 見込	27 見込	28 見込
A.適用件数	6	5	1	3	4	4	4	4	4
B.燃油支出(千円/経営体)	46,465	39,388	38,440	44,848	42,285	42,285	42,285	42,285	42,285
C.燃費削減額(百万円) :a~iの合計	28	48	52	65	73	58	51	60	60
a.20年度に貢換えた漁船(百万円)	28	28	28	28	28	—	—	—	—
b.21年度〃	—	20	20	20	20	20	—	—	—
c.22年度〃	—	—	4	4	4	4	4	—	—
d.23年度〃	—	—	—	13	13	13	13	13	—
e.24年度〃	—	—	—	—	8	8	8	8	8
f.25年度〃	—	—	—	—	—	13	13	13	13
g.26年度〃	—	—	—	—	—	—	13	13	13

									h.27年度〃	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13
									i.28年度〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
資料：水産白書からの推計 :燃費削減効果の計算は以下の通り。 $\text{燃費削減額(各年度に貢換えた漁船)} = A \times B \times 10\%$:20年度以前に貢換を行った漁船は、本表から除外している。 :計算に使用した24年度から28年度の燃費は、20年度から23年度までの平均値を使用している。																			
【新規就業者数】 政策分野「漁業経営の安定」の政策評価指標である「新規就業者数の確保」の目標値は、平成23年度1500人、24年度2000人となっている。過去の実績においては、23年度は1776人、24年度は1876(暫定値)人であり、23年度において目標を達成、24年度においても達成率が94%であることから目標を達成している。本措置による燃費削減効果は、23年度65百万円、24年度86百万円(見込)であるところ、新規就業者の賃金を240万円/年とし、燃費削減分を新規雇用に使用した場合、23年度27名(新規就業者数全体に占める割合1.6%)、24年度35名(同1.9%)の雇用(見込)が可能となる。活力ある漁業生産構造を維持するためには毎年度新規就業者を確保する必要があることから引き続き同措置を継続する必要がある。																			
【燃油消費量の節減率】及び【新規就業者数】の指標において共に目標が達成されていることから、本措置による漁船の代替による漁船の近代化及び漁船漁業の経営体質の強化が進んでいる。なお、両指標は最も適切に測定するものであるが、他の要因にも影響されるところ本措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。																			
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成28年度) 漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置がなされなかった場合は、漁船の代替が促進されず、燃油消費量の節減が進まず、また、漁船漁業の経営体質改善がなされないために新規漁業就業者の確保が進まないと考えられる。																			
《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度) 本措置は課税の繰り延べであり、永続的な減収効果は発生しないが、資産の貢換時における国の税収減に対し国が税収を補うために国債を発行した場合に発生する減収額に最低金利保証(0.05%)を乗じた金額(機会損失による費用)と漁船の近代化が促進されることによる燃費の10%の削減金額(適用年から5年間継続)を比較すると、下記の通り、将来に渡って燃油消費量の節減による燃費の節減効果が大幅に上回ることから、是認できる。																			

		20トン以上の漁船を使用する経営体における燃費の燃費削減効果																			
		年度	20 参考	21 参考	22 参考	23 実績	24 見込	25 見込	26 見込	27 見込	28 見込										
A. 適用件数	6	5	1	3	4	4	4	4	4	4	4										
B. 減税見込額 (百万円)	17	18	0.1	15	17	17	17	17	17	17	17										
C. 機会損失費用 (千円) : B × 0.05%	8.5	9.0	0.05	7.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5										
D. 燃費節減額 (百万円)	28	48	52	65	73	58	51	60	60	60	60										
9. 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものであり、他方で与信力の低い漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があることから、かかる自己資金の手当てのための財源となる課税所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効である。なお、補助事業と異なり、対象が限定されないことから、より多くの者が個々の経営判断に基づき適用が可能である。																			
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	漁業近代化資金等の低利融資制度は、漁業者の後年度の利子負担を軽減するもの。一方で本措置は、譲渡所得への課税の特例措置により、漁船の買換えを行うための自己資金を確保し、円滑かつ効果的な漁船の買換えを可能とする。																			
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし																			
10. 有識者の見解	課税の繰り延べであり、是認できる。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)																				
11. 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時																				

1. 減税見込額等の積算（平成24年度以降）

(1) 試算の前提

1年間の新規登録漁船隻数 23隻（平成20年度から平成23年度までの平均）
 うち買換え特例の適用隻数 4隻（平成20年度から平成23年度までの平均）
 1隻当たりの損金算入額 $(18,886+17,000+14,499)* \div 3^* = 16,795$ 千円（千円未満の端数切捨）
 *租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）の実績値。

(2) 平年における減税見込額

上記サンプルは買換え特例適用の場合の平均的な事例と考えられるため
 平年時における圧縮額見込額 = $16,795$ 千円 $\times 0.255$ = 4,282 千円（千円未満の端数切捨）
 年間損金算入額 = $16,795$ 千円 $\times 4$ 隻 = 67,180 千円
 年間減税見込額 = $4,282$ 千円 $\times 4$ 隻 = 17,128 千円

2. 適用実績及び適用見込み

区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	16	11	12	43	35	23	23	23	23
適用件数	6	5	1	3	4	4	4	4	4
損金算入額 (単位:百万円)	57	59	0.5	50	67	67	67	67	67
減税見込額 (単位:百万円)	17	18	0.1	15	17	17	17	17	17

注) 1 : 対象者数の平成20年度から平成23年度までは、漁船（大臣管理分20トン以上、官公庁船を除く）を新規登録した数（延べ数）であり、平成24年度から28年度までは、平成20年度から23年度までの平均値である。

2 : 適用件数の平成20年度から平成22年度までは全数調査であり、平成23年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づいている。また、平成24～28年度は、平成20年から平成23年度までの平均値である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	□新設	■拡充	□延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	○
⑨ 標的の効果・達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
⑩ 標的の効果・達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	□説明あり		■説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	□説明あり		■説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため（<点検結果表の別紙>②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする。）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について、「過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均1,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について予測されていない

め、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の目標はないため、その達成状況について説明することは不可能である。

④⑦ 適用数等及び減収額の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明及び 8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法及び地方税に基づく適用実態調査情報は、本特例以外の特例の実績を含んだものであつたため、同調査の情報を活用することができない。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の想定はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書																											
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除（国税 17、地方税3） (法人税、法入民税、法人事業税：義) (所得税、個人住民税：外)																										
2 要望の内容	<p>個人又は法人が保有する農用地区域内の農地等を農地保有合理化法人に譲渡した場合、譲渡所得の特別控除（800万円）が認められている。</p> <p>農地中間管理機構（仮称）の設置に伴い、当該機構に農地を譲渡した場合について、引き続き本特例を措置するとともに、特別控除額を800万円から拡充する。</p>																										
3 担当部局	農林水産省経営局農地政策課																										
4 評価実施時期	平成25年6月～8月																										
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和46年度：創設</p> <p>昭和48年度：控除額を250万円に引上げ</p> <p>昭和50年度：控除額を500万円に引上げ</p> <p>平成元年度：控除額を800万円に引上げ（平成元年12月31日まで）</p> <p>平成2年度：控除額を800万円に引上げ（平成2年12月31日まで）</p> <p>平成3年度：控除額を800万円に引上げ（恒久措置化）</p> <p>平成21年度：農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加</p>																										
6 適用又は延長期間	恒久措置																										
7 必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人經營体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に關し総合的かつ計画的に講すべき施策</p> <p>2 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>④ 優良農地の確保と有効利用の促進</p> <p>② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進</p> <p>土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>第I。総論</p> <p>5、「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例</p> <p>（1）民間の力を最大限引き出す</p> <p>（5）農林水産業を成長産業にする</p> <p>〈成果目標〉</p> <p>今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人經營体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p>																									
	② 政策体系 における 政策目的 的位置付 け	<p>○施策の法律上の位置付け</p> <p>食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るために、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</p> <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》</p> <p>優良農地の確保と有効利用の促進</p>																									
	③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする（現状約5割）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>機構へ農地を譲渡する場合の税負担を軽減することにより、機構を通じた担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。</p>																									
8 有効性 等	① 適用数等	<p>本特例措置は、農地保有合理化法人に代わって設置される農地中間管理機構に対して農地を譲渡した場合に適用することを想定しており、合理化法人が近年取得している農地の面積と同程度の適用が見込まれる。</p> <p>（参考）農地保有合理化法人が取得した農地の面積等 (農地売買事業等によるもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>1,848</td> <td>1,297</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,545</td> <td>1,034</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ(H24以降は推計値)</p>			件数	面積	H22	1,848	1,297	H23	1,545	1,034	H24	1,545	1,034	H25	1,545	1,034	H26	1,545	1,034	H27	1,545	1,034	H28	1,545	1,034
	件数	面積																									
H22	1,848	1,297																									
H23	1,545	1,034																									
H24	1,545	1,034																									
H25	1,545	1,034																									
H26	1,545	1,034																									
H27	1,545	1,034																									
H28	1,545	1,034																									

		農地保有合理化法人が取得する農地については、近年1,700件、1,000ha程度で推移しており、想定外に僅少な数値となっていない。 また、機構に農用地区域内の農地を譲渡した者全てに適用可能な制度であり、適用者の偏りはない。																
②	減収額	<p style="text-align: center;">単位:百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>963</td><td>725</td><td>725</td><td>725</td><td>725</td><td>725</td><td>725</td></tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ(H24年度以降は見込み)</p>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	963	725	725	725	725	725	725
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28											
減収額	963	725	725	725	725	725	725											
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっており、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~24) 過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均1,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28) 機構が実施する担い手への農地集積の取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:22~24) 規模縮小やリタイアを検討している農家等の所有農地が機構に集積される。 機構は農地を長期間借り受けた手に集約するため、農地の保全と有効利用が可能。</p>																
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、農地を機構に譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本措置の他に「特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(1500万円)」あるが、それぞれどちらかの適用となるところ。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 —</p>																
10	有識者の見解	—																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時																

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除の拡充等	平成26年度減税見込額 所得税： 541百万円 法人税： 3百万円
----------------------------------	---

(根拠条項：所得税 法第34条の3第2項第1号、法人税 法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位:件、ha、百万円、円)

		個人				法人			
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	71	335	322	456	0	0	0	0
	都府県	1,461	695	3,685	252	13	4	11	85
	合計	1,532	1,030	4,007	—	13	4	11	—

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

平均価格が800万円未満であるため、個人、法人ともに売買金額を課税標準として積算

① 所得税

$$\begin{array}{cccccc} \text{課税標準 (百万円)} & \times & \text{取得費等} & \times & \text{税率 (\%)} & \text{税額 (百万円)} \\ \text{減税見込額 : } & 4,007 & \times & 0.9 & \times & = 541 \end{array}$$

② 法人税

$$\begin{array}{cccccc} \text{課税標準 (百万円)} & \times & \text{取得費等} & \times & \text{税率 (\%)} & \text{税額 (百万円)} \\ \text{減税見込額 : } & 11 & \times & 0.9 & \times & = 3 \end{array}$$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:人、件、百万円)

区分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)
対象者数		37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	所得税	1,824	1,532	1,532	1,532	1,532
	法人税	24	13	13	13	13
減税(見込)額	所得税	662	541	541	541	541
	法人税	52	3	3	3	3

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした(「農地の権利移動・借賃等調査結果(農林水産省調べ)」より)。

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除の拡充等		平成26年度減税見込額 個人住民税：180百万円 法人住民税：0.4百万円 法人事業税： 1百万円
----------------------------------	--	--

(根拠条項：所得税 法人税 第34条の3 第2項第1号、法人税 法人税 第65条の5 第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位：件、ha、百万円、万円)

		個人			法人				
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	71	335	322	456	0	0	0	0
	都府県	1,461	695	3,685	252	13	4	11	85
	合 計	1,532	1,030	4,007	—	13	4	11	—

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

① 個人住民税

$$\text{平均価格が } 800 \text{ 万円未満であるため、個人の売買金額を課税標準として積算} \\ \text{課税標準 (百万円)} \quad \text{取得費等} \quad \text{税率 (\%)} \quad \text{税額 (百万円)} \\ \text{減税見込額 : } \quad 4,007 \quad \times \quad 0.9 \quad \times \quad 5 = 180$$

② 法人住民税

$$\text{法人税の減税見込額を課税標準として積算} \\ \text{課税標準 (百万円)} \quad \text{税率 (\%)} \quad \text{税額 (百万円)} \\ \text{減税見込額 : } \quad 3 \quad \times \quad 17.3 = 0.4$$

③ 法人事業税

$$\text{法人の売買金額を課税標準として積算} \\ \text{課税標準 (百万円)} \quad \text{税率 (\%)} \quad \text{税額 (百万円)} \\ \text{減税見込額 : } \quad 11 \quad \times \quad 9.6 = 0.4$$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)
対象者数		37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	個人住民税	1,824	1,532	1,532	1,532	1,532
	法人住民税	24	13	13	13	13
	法人事業税	24	13	13	13	13
減税(見込)額	個人住民税	221	180	180	180	180
	法人住民税	8	0.4	0.4	0.4	0.4
	法人事業税	20	1	1	1	1

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした（「農地の権利移動・借賃等調査結果（農林水産省調べ）」より）。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	□新設	□拡充	■延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり		□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	○
⑨ 標的の効果・達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
⑩ 標的の効果・達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	□説明あり		■説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	□説明あり		■説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする。）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について、「過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均5,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計について、「農林水産省調べ」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- 本租税特別措置等の効果・達成目標（今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。）の実現状況について予測されていない

め、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の目標はないため、その達成状況について説明することは不可能である。

④⑦ 適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）及び減収額（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）の実績把握

租特透明化法及び地方税に基づく適用実態調査情報は、本特例以外の特例の実績を含んだものであつたため、同調査の情報を活用することができない。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例措置は恒久措置であり、前回要望時の想定はない。

⑯ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本特例措置は、認定農業者に対する農用地区域内の農地の「売却の調整が困難な場合」であつて、かつ、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を図るため、農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認められる場合」において、農地保有合理化法人との買入協議の結果譲渡した場合にのみ、認められる制度である。

これに対して、「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除」については、農業者から認定農業者や農地保有合理化法人に対して直接農用地区域内の農地を譲渡した場合に認められる特例であり、役割分担がされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書																															
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税17、地方税3） (法人税、法人住民税、法人事業税：義) (所得税、個人住民税：外)						農地の確保及びその有効利用を図るために、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け 『大目標』 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 『中目標』 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 『政策分野』 優良農地の確保と有効利用の促進																								
2 要望の内容	個人又は法人が保有する農用地区域内の農用地を、農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の買入協議により農地保有合理化法人に譲渡した場合、譲渡所得の特別控除(1,500万円)が認められている。 担い手に対する農地集積を推進するための都道府県段階の組織として、農地保有合理化法人に代わって農地中間管理機構（仮称）を設置することに伴い、機構に農用地を譲渡した場合について、本特例を措置する。			③達成目標 及び測定 指標	『租税特別措置等により達成しようとする目標』 今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする。 『租税特別措置等による達成目標に係る測定指標』 担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする（現状約5割） 『政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与』 機構へ農地を譲渡する場合の税負担を軽減することにより、機構を通じた担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。																										
3 担当部局	農林水産省経営局農地政策課			8 有効性 等	本特例措置は、農地保有合理化法人に代わって設置される農地中間管理機構に対して農地を譲渡した場合に適用することを想定しており、合理化法人が近年取得している農地の面積と同程度の適用が見込まれる。 (参考)農地保有合理化法人が取得した農地の面積等 (農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議によるもの)																										
4 評価実施時期	平成25年6月～8月				単位:件、ha																										
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成7年度：創設				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td><td>663</td><td>4,746</td></tr> <tr> <td>H23</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>H24</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>H25</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>H26</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>H27</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>687</td><td>5,130</td></tr> </tbody> </table>				件数	面積	H22	663	4,746	H23	687	5,130	H24	687	5,130	H25	687	5,130	H26	687	5,130	H27	687	5,130	H28	687	5,130
	件数	面積																													
H22	663	4,746																													
H23	687	5,130																													
H24	687	5,130																													
H25	687	5,130																													
H26	687	5,130																													
H27	687	5,130																													
H28	687	5,130																													
6 適用又は延長期間	恒久措置				※農林水産省調べ(H24以降は推計値) 農地保有合理化法人が取得する農地については、近年670件、5,000ha程度で推移しており、想定外に僅少な数値となっていない。 また、機構に農用地区域内の農地を譲渡した者全てに適用可能な制度であり、適用者の偏りはない。																										
7 必要性 等	①政策目的 及びその 根拠	『租税特別措置等により実現しようとする政策目的』 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。 『政策目的の根拠』 ○食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講すべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 ④優良農地の確保と有効利用の促進 ②意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第I 総論 5、「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。																													
	②政策体系 における	○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な																													

	② 減収額	単位：百万円						
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	減収額	1,697	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
	※農林水産省調べ(H24年度以降は見込み)							
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22～24年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっており、政策目的は実現していない。						
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22～24年) 過去3年間に農地保有合理化法人が取得した農地は平均5,000ha程度であり、農地の有効活用に大きく寄与している。						
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26～28年) 機構が実施する担い手への農地集積の取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難になる。						
		《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：22～24年) 規模縮小やリタイアを検討している農家等の所有農地が機構に集積される。 機構は農地を長期間借り受けて担い手に集約するため、農地の保全と有効利用が可能。						
		本特例措置は、農地を機構に譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。						
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農地を譲渡する際の他の支援措置はない。						
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置の他に「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）」があるが、それぞれどちらかの適用となるところ。						
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—						
10 有識者の見解	—							
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時							

平成26年度減税見込額 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	所得税： 1,312百万円 法人税： 7百万円
---	----------------------------

(根拠条項：所得税 指法 第34条の3第2項第1号、法人税 指法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の積算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位：件、ha、百万円、万円)

		個人				法人			
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	569	4,950	8,197	1,441	4	18	28	696
	都府県	113	161	1,521	1,346	1	1	5	453
	合計	682	5,111	9,718	—	5	19	32	—

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額積算

平均価格が1,500万円未満であるため、個人、法人ともに売買金額を課税標準として積算

① 所得税

$$\begin{array}{l} \text{課税標準（百万円）} \quad \text{取得費等} \quad \text{税率（%）} \quad \text{税額（百万円）} \\ \text{減税見込額：} \quad 9,718 \quad \times \quad 0.9 \quad \times \quad 15 = 1,312 \end{array}$$

② 法人税

$$\begin{array}{l} \text{課税標準（百万円）} \quad \text{取得費等} \quad \text{税率（%）} \quad \text{税額（百万円）} \\ \text{減税見込額：} \quad 33 \quad \times \quad 0.9 \quad \times \quad 25.5 = 7 \end{array}$$

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)
対象者数		37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	所得税	656	682	682	682	682
	法人税	7	5	5	5	5
減税（見込）額	所得税	1,225	1,312	1,312	1,312	1,312
	法人税	42	7	7	7	7

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした（「農地の権利移動・借賃等調査結果（農林水産省調べ）」より）。

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除		平成26年度減税見込額 個人住民税：437百万円 法人住民税： 1百万円 法人事業税： 3百万円
------------------------------------	--	---

(根拠条項：所得税 法第34条の3第2項第1号、法人税 法第65条の5第1項第1号)

1. 減税見込額等の算算

(1) 機構に譲渡する農地件数・面積等

(単位：件、ha、百万円、万円)

		個人			法人				
		件数	面積	売買金額	平均価格	件数	面積	売買金額	平均価格
平成23年	北海道	569	4,950	8,197	1,441	4	18	28	696
	都府県	113	161	1,521	1,346	1	1	5	453
	合 計	682	5,111	9,718	—	5	19	32	—

※農林水産省調べ

(2) 減税見込額算算

① 個人住民税

平均価格が1,500万円未満であるため、個人の売買金額を課税標準として積算
 課税標準(百万円) × 取得費等 × 税率(%) = 税額(百万円)
 減税見込額： 9,718 × 0.9 × 5 = 437

② 法人住民税

法人税の減税見込額を課税標準として積算
 課税標準(百万円) × 税率(%) = 税額(百万円)
 減税見込額： 7 × 17.3 = 1

③ 法人事業税

法人の売買金額を課税標準として積算
 課税標準(百万円) × 税率(%) = 税額(百万円)
 減税見込額： 32 × 9.6 = 3

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：人、件、百万円)

区分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)
対象者数		37,950	33,808	33,808	33,808	33,808
適用件数	個人住民税	656	682	682	682	682
	法人住民税	7	5	5	5	5
	法人事業税	7	5	5	5	5
減税(見込)額	個人住民税	408	437	437	437	437
	法人住民税	6	1	1	1	1
	法人事業税	16	3	3	3	3

注) 対象者数は、農用地区域内の有償所有権移転件数とした（「農地の権利移動・借賃等調査結果（農林水産省調べ）」より）。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税		
区分	■新設	□拡充	□延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	□明らか	■明らかでない	※	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし ※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	□説明あり		■説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	□説明あり	■説明なし	※

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（<点検結果表の別紙>⑫参照）。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（<点検結果表の別紙>⑩参照）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示されたく点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

政策目的の政策体系における位置付けについては、次のとおり位置付けることとしており、その上で、政策の今日的な「合理性」については、国民の老後生活が多様化している状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普及を図っていくこととしている。

《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の培養と森林再生力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》農業の持続的な発展

《政策分野》意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

下記⑫のとおり。

- ⑫ 税收減認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を認するような効果の有無」欄への補足説明）

過去5年間の仮に特別法人税が課税されていたとしたら、その減税額は約212億円になるが、その間契約件数は3,123件から3,474件に、年金資産の積立金の額は3,415億円から3,876億円に增加了。全国共済農業協同組合連合会は企業年金の受託機関であるため、一概に契約件数や年金資産の積立金の額のみで判断することはできないが、将来にわたって特別法人税の撤廃になれば、更なる企業年金制度の普及が図られるとともに、国民の老後生活の安定が図られるものと考えている。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることはできるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

【別紙】

〔企業年金制度：特別法人税：撤廃〕

企業年金制度等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	平成26年度減税見込額 4,707 百万円
----------------------------	--------------------------

1. 減税見込額等の積算

(1) 各年度の期首残高

	H22期首残高	H23期首残高	H24期首残高	H25期首残高
確定給付企業年金	98,363	289,941	368,750	387,554
確定拠出年金	92	94	93	92
適格退職年金(閉鎖型)	250,508	66,351	23	17
計	348,964	356,387	368,866	387,664

(注) 1. 確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況（信託協会・生保協会・JA共済連）」より。

2. 確定拠出年金の積立金は、JA共済連調べ。

(2) 積立金伸び率

過去3か年間(22年度期首～25年度期首)の伸び率が継続すると見込む。

$$\sqrt[3]{(387,664/348,964)} = 1.035$$

(3) 26年度期首残高見込み

$$25年度期首残高 387,664\text{百万円} \times \text{伸率 } 1.035 = 401,232\text{百万円}$$

(4) 減税見込み

税率	= 4,013 百万円
26年度期首残高見込み 国税分	$401,232\text{百万円} \times 1.0\% = 4,013\text{百万円}$
地方税分	$401,232\text{百万円} \times 1.0\% \times (5/100 + 12.3/100) = 694\text{百万円}$

2. 適用実績及び適用見込み

	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)
対象者数	1	1	1	1	1	1	1
適用件数(契約件数)	3,020	3,123	3,149	3,247	3,306	3,383	3,474
確定給付企業年金	14	17	138	333	410	401	381
確定拠出企業年金	166	162	157	153	147	129	123
適格退職年金	464	444	324	117	2	2	2
計	644	623	619	603	559	532	506
減税見込額(百万円)	3,963	4,007	4,094	4,181	4,328	4,548	4,707

(注) 1. JA共済連調べ

2. 対象者は、全国共済農業協同組合連合会である。

3. 適用件数は契約件数である。また、26年度(見込み)は、それぞれの過去3カ年(22～25年度)の平均伸び率を乗じて算出した。

$$\text{平均伸び率: } \sqrt[3]{(532/619)} = 0.951$$

(参考) 財産形成給付金

(単位: 件、百万円)

	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)
適用件数(期首)	2,376	2,500	2,530	2,644	2,747	2,851	2,968
適用額(期首)	187	207	184	161	175	189	190

(注) 1. JA共済連調べ

2. 26年度(見込み)は、それぞれの過去3カ年(22~25年度)の過去3か年間の伸び率平均を乗じて算出した。

平均伸び率 適用件数: $\sqrt[3]{(2,851/2,530)} = 1.041$ 適用額: $\sqrt[3]{(189/184)} = 1.008$
3. 26年度減税見込み額 2.2 百万円 = 26年度期首見込 190百万円 × 税率 1.173%

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃 (国税24、地方税9)(法人税、法人住民税: 義)
2	要望の内容		企業年金(確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金)等の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の廃止
3	担当部局		経営局協同組織課
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		平成11年度 2年間の課税凍結 平成13年度、平成15年度 2年間の課税凍結の延長 平成17年度、平成20年度、平成23年度 3年間の課税凍結の延長
6	適用又は延長期間		恒久措置を要望(特別法人税の廃止)
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化する中で、老後の所得保障の充実を図るために、公的年金を補完する企業年金等の一層の普及及び円滑な運営を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己的責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付け		—
	③ 達成目標 及び測定 指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している中で、老後の所得保障の充実を図るために、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入団体数等				企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合でも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を廃止することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担																						
					③ 地方公共団体が協力する相当性	—																					
8	有効性等	① 適用数等	適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金等の積立金等を受託する機関(全国共済農業協同組合連合会)に適用される。		10 有識者の見解	—																					
		② 減収額	26年度減収見込み額 4,707百万円 (国税:4,013百万円、地方税:694百万円)		11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																					
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度) 現在、特別法人税の課税凍結により、事業主や勤労者への負担を抑えつつ、着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。更に、特別法人税を廃止することで、事業主や勤労者における課税への不安を取り除くことができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度) 企業年金等の加入団体等数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td>138</td> <td>333</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金(契約者数)</td> <td>157</td> <td>153</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>適格退職年金</td> <td>324</td> <td>117</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>619</td> <td>603</td> <td>559</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	確定給付企業年金	138	333	410	確定拠出年金(契約者数)	157	153	147	適格退職年金	324	117	2	計	619	603	559	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月~) ・現在のような低金利な運用状況下(平成25年4月30日時点:10年国債0.6111%)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~24年度) 特別法人税が課税された場合、農協等が課税分を負担することにより、経営への影響を受ける農協等や企業年金制度の導入等の可否を迫られる結果、従業員の老後の所得確保の阻害要因となる恐れがある。		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																								
確定給付企業年金	138	333	410																								
確定拠出年金(契約者数)	157	153	147																								
適格退職年金	324	117	2																								
計	619	603	559																								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業年金制度は、税制上の特例措置を講ずることによって、国として国民の老後の所得確保を支援しているため、特別法人税の廃止は他に代え難い強力な支援措置である。																								

[企業年金制度：特別法人税：撤廃]

企業年金制度等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	平成26年度減税見込額 4,707 百万円
----------------------------	--------------------------

1. 減税見込額等の積算

(1) 各年度の期首残高

(単位：百万円)

	H22期首残高	H23期首残高	H24期首残高	H25期首残高
確定給付企業年金	98,363	289,941	368,750	387,554
確定拠出年金	92	94	93	92
適格退職年金(閉鎖型)	250,508	66,351	23	17
計	348,964	356,387	368,866	387,664

(注) 1. 確定給付企業年金、適格退職年金の積立金は、「企業年金の受託概況（信託協会・生保協会・JA共済連）」より。

2. 確定拠出年金の積立金は、JA共済連調べ。

(2) 積立金伸び率

過去3か年間(22年度期首～25年度期首)の伸び率が継続すると見込む。

$$\sqrt[3]{(387,664/348,964)} = 1.035$$

(3) 26年度期首残高見込み

$$25年度期首残高 387,664 \text{百万円} \times \text{伸率 } 1.035 = 401,232 \text{百万円}$$

(4) 減税見込み

税率

$$\begin{aligned} \text{26年度期首残高見込み 国税分 } & 401,232 \text{百万円} \times 1.0\% = 4,013 \text{百万円} \\ \text{地方税分 } & 401,232 \text{百万円} \times 1.0\% \times (5/100 + 12.3/100) = 694 \text{百万円} \end{aligned}$$

(参考) 財産形成給付金

(単位：百万円)

	H22期首残高	H23期首残高	H24期首残高	H25期首残高
財産形成給付金	184	161	175	189

過去3か年間の伸び率平均 $1.008 = \sqrt[3]{(189/184)}$

$$26年度期首見込み額 190 \text{百万円} = 25年度期首残高 189 \text{百万円} \times \text{伸び率 } 1.008$$

$$26年度減税見込み額 2.2 \text{百万円} = 26年度期首見込 190 \text{百万円} \times \text{税率 } 1.173\%$$

2. 適用実績及び適用見込み

	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)
対象者数	1	1	1	1	1	1	1
適用件数(件)	3,020	3,123	3,149	3,247	3,306	3,383	—
減税見込額(百万円)	3,963	4,007	4,094	4,181	4,328	4,548	4,707

(注) 1. JA共済連決算値(実数)より作成

2. 適用件数は、適格退職年金、確定拠出年金及び確定給付企業年金の件数の合計である。

3. 適用法人数(適用事業者数)は、「全国共済農業協同組合連合会」である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長			府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	■延長	□事後	

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	■達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	□説明あり		■説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	□定量化	□定量化(根拠なし)	■把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	○
租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり		□把握なし	○
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	○
税収減は認める効果の実績確認	□説明あり		■説明なし	○
税収減は認める効果の将来見込み	■説明あり		□説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑯ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑰ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される事業者等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認する効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（<点検結果表の別紙>⑫参照）。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに關し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本措置は平成24年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績

(単位：件)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。
また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計であり、本措置は、本年度が初年度であることを踏まえると、より確実性の高い他の推計方法は存在しない。
また、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、適用額の将来推計において、同調査等を用いることとしていない。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は平成24年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績

(単位：件、百万円)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1
減収額	2.5	1.5	5.5	4

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。
また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離

【農水14】

島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑫ 税收減認の効果の将来見込み（評価書中8③「税の有無」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計によると平成26年度の減収見込額は、18百万円である。

新規適用件数は7件を見込んでいるが、過去の特別償却適用事例における効果をみると、設備投資の結果として6人の雇用を創出するなど、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会を拡充し、定住人口の減少傾向の遅れに寄与することが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税31) (法人税: 義・所得税: 外)	
2	要望の内容	<p>【割増償却制度の延長】(法人税・所得税)</p> <p>離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度(取得価額500万円超、機械・装置: 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物: 普通償却限度額の48%)の適用期間を1年延長する。</p>	
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超)</p> <p>平成11年度 対象範囲の2年延長(機械等12/100 建物等7/100)</p> <p>平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成13年度 対象範囲の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超)</p> <p>平成16年度 対象範囲の2年延長</p> <p>" 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)</p> <p>" 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引き下げ(機械等10/100 建物等6/100)</p> <p>平成18年度 対象範囲の1年延長</p> <p>平成19年度 対象範囲の2年延長</p> <p>" 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超)</p> <p>平成21年度 対象範囲の2年延長</p> <p>離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100)</p> <p>平成23年度 対象範囲の2年延長</p> <p>" 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外)</p> <p>平成25年度 対象範囲の1年延長</p> <p>割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上)</p>	
6	適用又は延長期間	1年間	
7	必要性 等	①: 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土か

		<p>ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応するため、民間事業者の奄美群島における設備投資等を促し、地域の雇用増大等を通じて、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>①農村コミュニティの維持・再生</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)のような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るために(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>第6条の5(農林水産業の振興)</p> <p>国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るために、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>3. 農村の振興</p> <p>[政策分野]</p> <p>⑪農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上 (平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創</p>

8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数) ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p> <p>② 減収額</p> <p>国税 18百万円 ※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率 ※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値 ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H25~26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H25~26年度) 奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25~26年度) 奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p> <p>① 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき</p> <p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比較して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
9		

	妥当性等	
	②他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
	③地方公共団体が協力する相当性	地方税には関係しない。
10	有識者の見解	当該地域への企業進出を促進する上で必要な措置。 (平成25年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	□新設	■拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		※
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	※
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	□説明あり	■説明なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ (<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuseicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>) によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- ・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- ・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- ・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【農水15】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

	適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	33,066
增加型	1,360／事業年度	57,790
高水準型	127／事業年度	12,562
平成28年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	34,058
增加型	1,360／事業年度	59,524
高水準型	127／事業年度	12,939
平成29年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	35,080
增加型	1,360／事業年度	61,310
高水準型	127／事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

「会社標本調査」(<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuseicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf>) (<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuseicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf>) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf)については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

上記⑥を参照。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押上げ倍率(2.33)及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押上げ額を試算すると、6,636億円となる。
(総額型部分(中小含む)) 284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- 上記押上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円(平成23年度実績額)は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乗せ措置による押上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乗せ措置にかかる押上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているので、日本全体での研究開発費の増加割合を $10\% \times 66.3\% = 6.63\%$ と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押上げ倍率(D ÷ E)	3.15

総額型にかかる押上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)
 $\Delta \ln RDI_t = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$

ただし、 RDI_t :t年における会社iの研究開発費
 τ_{it} :t年における会社iの研究開発減税の効果率
 Y_{it} :t年における会社iの売上高
 η_{it} :t年の時間効果
 ε_{it} :t年における会社iの研究開発費に影響を与える観測不可能要素

	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	$\Delta \ln Y_{it}$	-0.2235	1915
2.3304 [0.619]	0.5518 [0.110]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara,H., Shimotsu,K. and Suzuki,M.(2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072

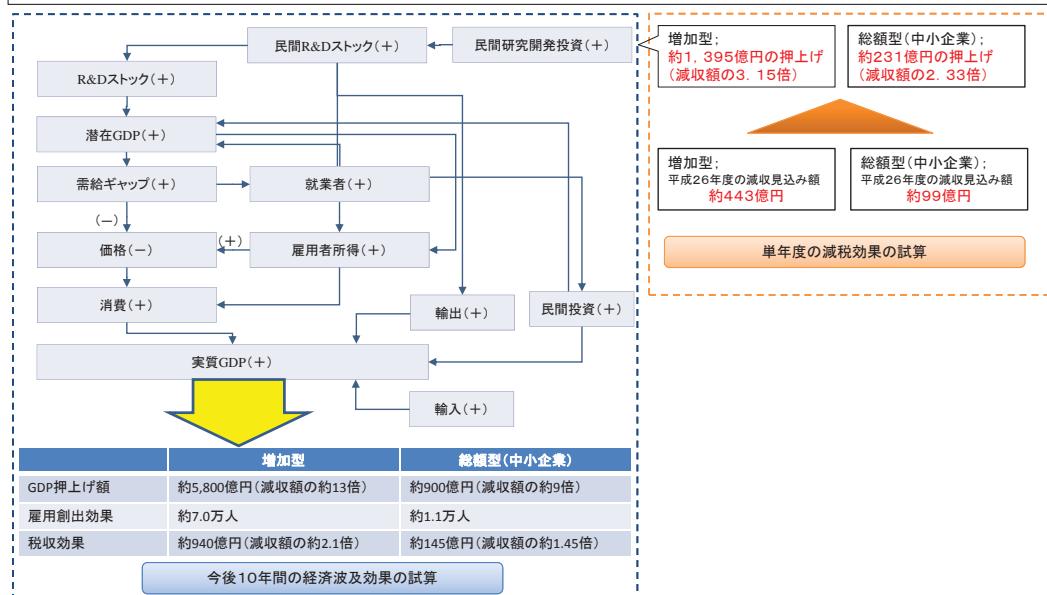
*2(控除額/研究開発投資額) × 100

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税25)(法人税: 税、所得税: 外)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	• 増加型: 昭和42年度創設 • 中小企業技術基盤強化税制: 昭和60年度創設 • 特別共同試験研究に係る税額控除制度: 平成5年度創設 • 総額型: 平成15年度創設 • 高水準型: 平成20年度創設 • 平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 • 平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○ 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○ 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度: 17.4兆円)の約7割(同: 12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押上げ効果等を算出できる。



		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 6 橫断的に関係する政策 <p>《政策分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 食品産業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 ⑯ 農林水産分野の研究開発 <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥ 官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定）</p> <p>第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ② 主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 <p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ① 民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」 			ションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。																																								
		③ 達成目標及び測定指標	<p>○租税特別措置等により達成しようとする目標 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>○租税特別措置等による達成目標に係る測定指標 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベ</p>	8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） <上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業> 平成21年度 1,544／事業年度(1,019／事業年度) 平成22年度 1,868／事業年度(1,284／事業年度) 平成23年度 1,993／事業年度(1,311／事業年度) (出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型（上乗せ措置の内数）> 平成23年度 1,866／事業年度(1,228／事業年度) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p><高水準型（上乗せ措置の内数）> 平成23年度 127／事業年度(83／事業年度) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計（平成26年度） <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>248</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>242</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187	サービス業	242	183
	適用企業数	うち中小企業数																																												
総計	1,993	1,311																																												
食料品	144	97																																												
化学	261	135																																												
窯業等	36	17																																												
金属	110	82																																												
機械	137	82																																												
産業用電気機械	124	93																																												
輸送用機械	87	30																																												
理化学機械	52	39																																												
その他製造業	374	271																																												
卸売業	248	187																																												
サービス業	242	183																																												

				その他	178	95																																										
【うち増加型】																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">適用企業数</th><th style="text-align: center;">うち中小企業数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td><td style="text-align: center;">1,866</td><td style="text-align: center;">1,228</td></tr> <tr> <td>食料品</td><td style="text-align: center;">143</td><td style="text-align: center;">96</td></tr> <tr> <td>化学</td><td style="text-align: center;">234</td><td style="text-align: center;">127</td></tr> <tr> <td>窯業等</td><td style="text-align: center;">36</td><td style="text-align: center;">17</td></tr> <tr> <td>金属</td><td style="text-align: center;">108</td><td style="text-align: center;">80</td></tr> <tr> <td>機械</td><td style="text-align: center;">131</td><td style="text-align: center;">79</td></tr> <tr> <td>産業用電気機械</td><td style="text-align: center;">116</td><td style="text-align: center;">88</td></tr> <tr> <td>輸送用機械</td><td style="text-align: center;">83</td><td style="text-align: center;">29</td></tr> <tr> <td>理化学機械</td><td style="text-align: center;">46</td><td style="text-align: center;">34</td></tr> <tr> <td>その他製造業</td><td style="text-align: center;">359</td><td style="text-align: center;">261</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td style="text-align: center;">239</td><td style="text-align: center;">181</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td style="text-align: center;">205</td><td style="text-align: center;">153</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: center;">166</td><td style="text-align: center;">83</td></tr> </tbody> </table>								適用企業数	うち中小企業数	総計	1,866	1,228	食料品	143	96	化学	234	127	窯業等	36	17	金属	108	80	機械	131	79	産業用電気機械	116	88	輸送用機械	83	29	理化学機械	46	34	その他製造業	359	261	卸売業	239	181	サービス業	205	153	その他	166	83
	適用企業数	うち中小企業数																																														
総計	1,866	1,228																																														
食料品	143	96																																														
化学	234	127																																														
窯業等	36	17																																														
金属	108	80																																														
機械	131	79																																														
産業用電気機械	116	88																																														
輸送用機械	83	29																																														
理化学機械	46	34																																														
その他製造業	359	261																																														
卸売業	239	181																																														
サービス業	205	153																																														
その他	166	83																																														
【うち高水準型】																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">適用企業数</th><th style="text-align: center;">うち中小企業数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td><td style="text-align: center;">127</td><td style="text-align: center;">83</td></tr> <tr> <td>食料品</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td>化学</td><td style="text-align: center;">27</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr> <td>窯業等</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr> <td>金属</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr> <td>機械</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr> <td>産業用電気機械</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr> <td>輸送用機械</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td>理化学機械</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr> <td>その他製造業</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td style="text-align: center;">37</td><td style="text-align: center;">30</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> </tbody> </table>								適用企業数	うち中小企業数	総計	127	83	食料品	1	1	化学	27	8	窯業等	0	0	金属	2	2	機械	6	3	産業用電気機械	8	5	輸送用機械	4	1	理化学機械	6	5	その他製造業	15	10	卸売業	9	6	サービス業	37	30	その他	12	12
	適用企業数	うち中小企業数																																														
総計	127	83																																														
食料品	1	1																																														
化学	27	8																																														
窯業等	0	0																																														
金属	2	2																																														
機械	6	3																																														
産業用電気機械	8	5																																														
輸送用機械	4	1																																														
理化学機械	6	5																																														
その他製造業	15	10																																														
卸売業	9	6																																														
サービス業	37	30																																														
その他	12	12																																														
<p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>																																																
<p>② 減収額</p> <p>○減収額実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円(12億円)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度</p>																																																

				は財務省「租税特別措置の適用実態調査」 <増加型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(11億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) <高水準型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(1億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)																																																											
				③ 効果・達成目標の実現状況 <<政策目的の実現状況>>(分析対象期間:平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。																																																											
				○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">2006</th><th style="text-align: center;">2007</th><th style="text-align: center;">2008</th><th style="text-align: center;">2009</th><th style="text-align: center;">2010</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td><td style="text-align: center;">3.01</td><td style="text-align: center;">3.21</td><td style="text-align: center;">3.36</td><td style="text-align: center;">3.56</td><td style="text-align: center;">3.74</td></tr> <tr> <td>日本</td><td style="text-align: center;">3.41</td><td style="text-align: center;">3.46</td><td style="text-align: center;">3.47</td><td style="text-align: center;">3.36</td><td style="text-align: center;">3.26</td></tr> <tr> <td>アメリカ</td><td style="text-align: center;">2.65</td><td style="text-align: center;">2.72</td><td style="text-align: center;">2.86</td><td style="text-align: center;">2.91</td><td style="text-align: center;">2.83</td></tr> <tr> <td>ドイツ</td><td style="text-align: center;">2.54</td><td style="text-align: center;">2.53</td><td style="text-align: center;">2.69</td><td style="text-align: center;">2.82</td><td style="text-align: center;">2.80</td></tr> <tr> <td>フランス</td><td style="text-align: center;">2.11</td><td style="text-align: center;">2.08</td><td style="text-align: center;">2.12</td><td style="text-align: center;">2.27</td><td style="text-align: center;">2.24</td></tr> <tr> <td>イギリス</td><td style="text-align: center;">1.74</td><td style="text-align: center;">1.77</td><td style="text-align: center;">1.78</td><td style="text-align: center;">1.84</td><td style="text-align: center;">1.80</td></tr> <tr> <td>中国</td><td style="text-align: center;">1.39</td><td style="text-align: center;">1.40</td><td style="text-align: center;">1.47</td><td style="text-align: center;">1.70</td><td style="text-align: center;">1.76</td></tr> <tr> <td>ロシア</td><td style="text-align: center;">1.07</td><td style="text-align: center;">1.12</td><td style="text-align: center;">1.04</td><td style="text-align: center;">1.25</td><td style="text-align: center;">1.16</td></tr> </tbody> </table>							2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006	2007	2008	2009	2010																																																										
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																										
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																										
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																										
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																										
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																										
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																										
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																										
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																										
				*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)																																																											
				<今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げができるものと考えられる。																																																											
				<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。																																																											
				*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値																																																											
				○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">2006</th><th style="text-align: center;">2007</th><th style="text-align: center;">2008</th><th style="text-align: center;">2009</th><th style="text-align: center;">2010</th></tr> </thead> </table>							2006	2007	2008	2009	2010																																																
	2006	2007	2008	2009	2010																																																										

				<table border="1"> <tbody> <tr><td>韓国</td><td>2.32</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td><td>2.80</td></tr> <tr><td>日本</td><td>2.63</td><td>2.70</td><td>2.72</td><td>2.54</td><td>2.49</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.86</td><td>1.93</td><td>2.04</td><td>2.03</td><td>1.93</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.78</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td><td>1.88</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.33</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.40</td><td>1.41</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.07</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.11</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.99</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td><td>1.29</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td><td>0.70</td></tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すことをとする。</p> <p>＜今後の達成予測＞ 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る縫越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>『租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響』 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>『税収減を是認するような効果の有無』 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p>	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70				
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																			
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																			
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																			
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																			
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																			
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																			
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																			
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																			
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年内に對GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資增加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>																																																				

		②他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③地方公共団体が協力する相性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	□新設	■拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	■説明あり	□説明なし		※
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	※
⑨ 標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
⑩ 標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	□説明あり	■説明なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
【別紙】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 增加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

	適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度
	増加型	1,360／事業年度
	高水準型	127／事業年度
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度
	増加型	1,360／事業年度
	高水準型	127／事業年度
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度
	増加型	1,360／事業年度
	高水準型	127／事業年度

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
中小企業技術基盤強化税制	3,881,485千円
繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750千円
試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476千円
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193千円

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できなかったため、24年度と同じ数値とした）。

	適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
増加型	2,289／事業年度	16,452
高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
増加型	2,289／事業年度	16,452
高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$17,724 \times 17.3\% = 3,066$
増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$
平成25年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$21,789 \times 17.3\% = 3,769$
増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$33,066 \times 17.3\% = 5,720$
増加型	1,360／事業年度	$57,790 \times 17.3\% = 9,998$
高水準型	127／事業年度	$12,562 \times 17.3\% = 2,173$
平成28年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$34,058 \times 17.3\% = 5,892$
増加型	1,360／事業年度	$59,524 \times 17.3\% = 10,298$
高水準型	127／事業年度	$12,939 \times 17.3\% = 2,238$
平成29年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$35,080 \times 17.3\% = 6,069$
増加型	1,360／事業年度	$61,310 \times 17.3\% = 10,607$
高水準型	127／事業年度	$13,327 \times 17.3\% = 2,306$

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押上げ額を試算すると、6,636億円となる。
(総額型部分（中小含む）) $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乗せ措置による押上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。

○中小企業における控除率引上げの押上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乗せ措置にかかる押上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているので、日本全体での研究開発費の増加割合を $10\% \times 66.3\% = 6.63\%$ と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増額企業)	78.4%
D: 補正後増額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)
 $\Delta \ln RDI_t = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_t + \Delta \varepsilon_{it}$

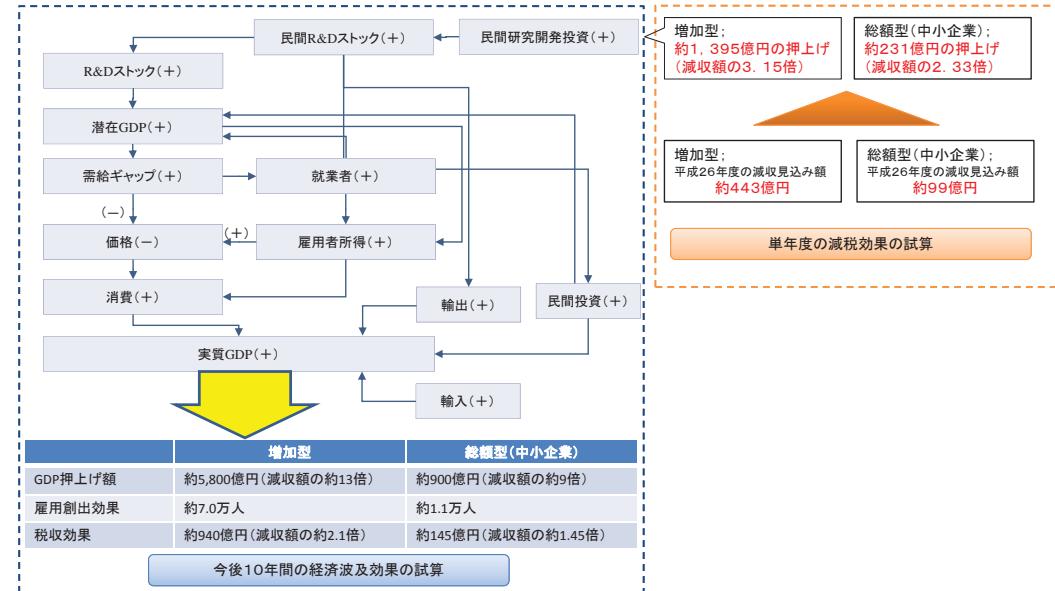
ただし、 RDI_t :t年ににおける会社の研究開発費
 τ_{it} :t年ににおける会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} :t年ににおける会社の売上高
 η_t :t年の時間効果
 ε_{it} :t年ににおける会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

回帰分析結果			
$\Delta \tau_{it}$	$\Delta \ln Y_{it}$	Constant	Observation
2.3304 [0.619]	0.5518 [0.110]	-0.2235 [0.060]	1915
*[]内は標準偏差			

*1 Kasahara,H., Shimotsu,K. and Suzuki,M.(2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
*2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書					
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義)			
2	要望の内容	<p>・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る縫越制度の新設(縫越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで) </p>			
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課			
4	評価実施時期	平成25年8月			
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)			
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る縫越制度の新設(縫越期間最大3年)			
○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)					
⑦ 必要性 等 ① 政策目的 及びその 根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするととの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 ② 政策体系 における 政策目的 の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 6 横断的に関係する政策 《政策分野》 ③ 食品産業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 ⑯ 農林水産分野の研究開発 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするととの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」					

			○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」				電気機械器具製造業 8.4% 卸売業 19.0% サービス業 14.9%
		③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。	② 減収額	1. 減収額について ○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (参考)国税における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 ○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円 (参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
8	有効性等	①	適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績 平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。 主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。 主な業種の本租特利用実績			

		(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。																																																						
	2. 利用実績について	○国税及び地方税における中小企業利用実績 平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件 ○増加型利用実績 平成23年度 1,228件 ○高水準型利用実績 平成23年度 83件 【平成19~22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 ○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】 (*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額 ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲一億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)																																																						
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																			
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																			
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																			
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																			
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																			
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																			
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																			
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																			
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																			

		ロシア 1.07 1.12 1.04 1.25 1.16																																																						
		*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」																																																						
<今後の達成予測>																																																								
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げができるものと考えられる。																																																								
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値																																																								
主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>				2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																			
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																			
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																			
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																			
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																			
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																			
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																			
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																			
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																			
*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」																																																								
また、中小企業においては、リーマンショック以降業状の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。																																																								
なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒している。																																																								
○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。																																																								
<今後の達成予測>																																																								
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的の短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高																																																								

			水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》			
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。			
《税収減を是認する効果の有無》			
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。			
○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。			
○増加型上乗せ措置に係る縁越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る縁越制度を新設する。 また、縁越発生年度に問わらず、縁越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、縁越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。			
○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。			
○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。			
また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分 25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③			

			税収効果: 約798億円
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の方針に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出してきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	農林水産省
税 目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述 ■予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	■定量化(根拠なし)	□予測なし	※
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり		□予測なし	※
⑫ 税収減認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	□説明あり ■説明なし		※

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③）「**租税特別措置等により達成しようとする目標**」
 達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
 測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③）「**租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況**」欄への補足説明
 達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証する際には上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができるもの、測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減認の効果の将来見込み（評価書中8③）「**税収減を認するような効果の有無**」欄への補足説明
 減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑯ 租特の手段をとるべき妥当性（評価書中9①「**租税特別措置等によるべき妥当性等**」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「**他の支援措置や義務付け等との役割分担**」欄への補足説明）

研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。

今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155百万円（国税：103百万円、地方税：52百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込額

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(法人寄附金見込額)

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円} (\text{約 } 2,768 \text{ 百万円})$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は716,799百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$104,960 \text{ 百万円} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人37法人に係る減収見込額を算定する。

(研究開発法人37法人分の減収見込額)

$$\text{法人税 } 2,768 \text{ 百万円} \times 14.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \doteq 103.1 \text{ 百万円}$$

$$\text{法入住民税 } 103.1 \text{ 百万円} \times 17.3\% \text{ (標準税率)} \doteq 17.8 \text{ 百万円}$$

$$\text{事業税 } 2,768 \text{ 百万円} \times 14.6\% \times 8.4\% \text{ (標準税率)} \doteq 33.9 \text{ 百万円}$$

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人当たり寄附額(推計)(万円)	表2の対応
(a)	0～150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	一
(b)	～300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	～500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	～800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	～1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	～2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計)＝寄附金控除額/人数+2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195万円以下	5%
(い)	195万円超～330万円以下	10%～97,500円
(う)	330万円超～695万円以下	20%～427,500円
(え)	695万円超～900万円以下	23%～636,000円
(お)	900万円超～1,800万円以下	33%～1,536,000円
(か)	1,800万円超	40%～2,796,000円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額-所得控除額) = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a→所得税非課税と想定

$$b [((35,600 - 2,000) \times 0.4) - ((35,600 - 2,000) \times 0.05)] = 11,760 \text{ 円}$$

$$c [((49,100 - 2,000) \times 0.4) - ((49,100 - 2,000) \times 0.1)] = 14,130 \text{ 円}$$

$$d [((66,400 - 2,000) \times 0.4) - ((66,400 - 2,000) \times 0.2)] = 12,880 \text{ 円}$$

$$e [((85,000 - 2,000) \times 0.4) - ((85,000 - 2,000) \times 0.23)] = 14,110 \text{ 円}$$

$$f [((124,600 - 2,000) \times 0.4) - ((124,600 - 2,000) \times 0.33)] = 8,582 \text{ 円}$$

$$g [((506,200 - 2,000) \times 0.4) - ((506,200 - 2,000) \times 0.4)] = 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

別紙

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税 21、地方税 11)(法人税・義、所得税・外、法人住民税、事業税・義)
2	要望の内容		<p>研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額 損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法 人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除 の選択制を導入する。</p> <p>(※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開 発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開 発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。</p>
3	担当部局		<p>農林水産技術会議事務局研究推進課 林野庁研究指導課 水産庁研究指導課</p>
4	評価実施時期		平成25年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		<p>平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開 発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制 度の創設を要望。</p> <p>(平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象 にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税 額控除の創設を要望。)。</p>
6	適用又は延長期間		—
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研 究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み 出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入 を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の 観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整 備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改 善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研 究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における 共同研究や受託研究の受け入れ等による外部資金の導入を促進するとしてい る。 また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定) などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度におい</p>

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い
平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄
附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数
を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて
合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (13,853 \text{ 人} \times 22.4\%) \times 11,760 \text{ 円} = 36,492,127 \text{ 円}$$

$$c \quad (13,853 \text{ 人} \times 18.3\%) \times 14,130 \text{ 円} = 35,820,949 \text{ 円}$$

$$d \quad (13,853 \text{ 人} \times 15.6\%) \times 12,880 \text{ 円} = 27,834,556 \text{ 円}$$

$$e \quad (13,853 \text{ 人} \times 6.1\%) \times 14,110 \text{ 円} = 11,923,416 \text{ 円}$$

$$f \quad (13,853 \text{ 人} \times 16.1\%) \times 8,582 \text{ 円} = 19,140,718 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≈ 131百万円が減収見込額となる。

		<p>ても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金收入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直すとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>6横断的に関係する政策</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑯農林水産分野の研究開発</p> <p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゆん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</p> <p>③特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金收入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。</p> <p>ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>

8	有効性等	①	適用数等	—
		②	減収額	37研究開発法人で、 国税： 平年度 234 地方税：平年度 52 (単位：百万円)
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p>
				<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。</p> <p>また、研究開発法人にとって、自己収入(寄附金収入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p>
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条)

		③地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

